

キケロ フィリッピカ 第二演説 序, 試訳, 注解(その三)

長谷川博隆*

Cicero: Zweite Philippische Rede gegen M. Antonius (III)

—Einführung, Übersetzung, Erläuterungen—

Hirota HASEGAWA*

はじめに

本稿は、フィリッピカ第二演説の「その一」及び「その二」に続く部分であり、これにて第二演説は終る。翻訳の底本は、Fedeli校訂の新Teubner版(1982)であり、適宜、諸版、とりわけShackleton Bailey版(1986)を参照したことは、これまでと同じである。

写本の系統図及び刊本の問題は第一演説の注解において記した通りであるが、第二演説の注釈を終えるにあたって、後者を簡単に繰り返しておきたい。ただここで再び、まずFedeliに対するShackleton Baileyの批評(Gnomon, 55, 1983, 544f.), 及びShackleton Baileyに対するFedeliの批判(Gnomon, 60, 1988, 296ff.)も想起すべきことを指摘したい。大きく見て、V本とD本についての姿勢の差であろうか。19世紀の刊本では、Ernesti(1819), Orelli(1826)には目を通すことが出来たが、20世紀前半のClark(Oxford, 1918), Schöll(Teubner, 1918)は、随分読まれてきた刊本であるが、この注解では、20世紀後半の刊本を中心にすえて考えてみた。つまりFedeli(Teubner, 1982), Shackleton Bailey(1986), Boulanger-Wuilleumier(Budé, 1959-60), Kasten(1970), Lacey(1986)がそれである。Halm(1881), Denniston(1926), Fuhrmann(1986)などを参照したことは勿論である。

「第二演説」全体に関わる解説は、すでに記してあるので、それはここでは略することにした。

一応、目次を作ると下記の通りである。

第二部。反論。アントニウスの破廉恥な行動の弾劾	43-111
前半部は——a, b, c, d, e, f.——「その二」	
g. カエサルとの和解	77-78
h. コンスル職, ルペルカリアの祭りまで	78-84
i. ルペルカリアの祭りの日のエピソード	84-87

*人文教室(Department of Liberal Arts and Sciences)

j .カエサル暗殺直後のこと	88-91
k .腐敗・墮落, カエサルの歪曲された指令との争い	92-100
l .独裁的な処置, 暴力行為, タイラント的な振舞い	100-111
結論	112-119
現状, 武装した人に取り囲まれた元老院, アントニウスへのアッピール	

注に登場する文献の省略の仕方は, 次の通り。

- Alföldi, Caesariana. :A. Alföldi, Caesariana, Bonn 1984.
- Alföldi, Caesar, I (1985), II (1975). :Caesar in 44 v. Chr. I, Bonn 1985;II, Bonn 1974.
- Becht. :E. Becht, Regeste über die Zeit von Cäsars Ermordung bis zum Umschwung in der Politik des Antonius, Freiburg i Br. 1911.
- Benner. :H. Benner, Die Politik des P. Clodius Pulcher, Hist. Einzel. Stuttgart 1987.
- Botermann. :H. Botermann, Die Soldaten und die römischen Politik...München 1968.
- Christ. :K. Christ, Caesar, München 1994.
- Clarke. :M. I. Clarke, The Noblest Roman, London 1981.
- De Libero. :L. de Libero, Obstruktion, Hermes Einzelsch. 59, 1991.
- Dettenhofer. :M. H. Dettenhofer, Perdita Iuventus, München 1992.
- Drumann. :W. Drumann-P. Groebe, Geschichte Roms, 2Aufl.(rep. 1964)Vol.6. Berlin 1899.
- Gelzer, Caeser. :M. Gelzer, Caesar, Wiesbaden 1960.
- Gelzer, Cicero. :M. Gelzer, Cicero, Wiesbaden 1969.
- Hardy. :E. G. Hardy, Laws and Charters, Oxford 1912.
- Kraft. :K. Kraft, Der goldene Kranz Caesars und der Kampf um die Entlarvung des Tyrannen, 2Aufl. Darmstadt 1968(Orig. JbNum. 1952/53).
- Chr. Meier. :Chr. Meier, Caesar, Berlin 1982.
- Mommsen, StR. :Th. Mommsen, Römisches Staatsrecht, I-III, Leipzig(3Aufl.)1887-1888.
- MRR. :T. R. Broughton, The Magistrates of Roman Republic, II, 1952. III, 1986.
- Ogilvie, Livius. :R. M. Ogilvie, A Commentary on Livy books 1-5, Oxford 1965.
- OLD. :Oxford Latin Dictionary, Oxford 1982.
- Pelling, Plut. :C. B. R. Pelling, Plutarch, Life of Antony, Cambridge 1988.
- Staveley. :E. S. Staveley, Greek and Roman Voting and Elections, London 1972.
- Sternkopf, Hermes. :N. Sternkopf, Lex Antonia agraria, Hermes 47, 1912, 146ff.
- Sternkopf, Hermes. :N. Sternkopf, Die Verteilung der römischen Provinzen, Hermes 47, 321ff.
- Syme, Hist. :R. Syme, No Son for Caesar?, Historia 29, 1980.
- Taylor. :L. Ross Taylor, Roman Voting Assemblies, Ann Arbor 1966.

Ulf. :Chr. Ulf, Das römische Lupercalienfest, Darmstadt 1982.

Weigel. :Richard D. Weigel, Lepidus, London & New York 1992.

Weinstock. :S. Weinstock, Divus Iulius, Oxford 1971.

Wissowa. :G. Wissowa, Religion und Kultus der Römer, 2Auffl. München 1971.

邦訳

(78) (78節の前半部分は省略。「フィリッピカ2の2」論文を見よ)

ガイウス・カエサルがヒスパニアから帰ってきたとき⁶⁵², 君は遠路⁶⁵³ 迎えに出た。あまり勇敢ではなくとも⁶⁵⁴, 少なくとも積極的に活動していることを彼に分かってもらおうと, 急ぎ出立し, 急ぎ帰ってきたのだ⁶⁵⁵。何故かは知らないが, 君はまた彼の信頼を回復した⁶⁵⁶。カエサルは, たしかにこういった類のやり方を心得ていたのである⁶⁵⁷。負債でまったく破滅して⁶⁵⁸ 貧乏になった人が, 誰であろうと, 役立たずの生意気な奴だと知っても⁶⁵⁹, 極めて快く, その人物を自分の腹心のなかに引き入れていたのである。

(79) こういった具合にして暖かく迎え入れられた君は, 彼に命ぜられて⁶⁶⁰ <選ばれた> コンスルと表明されることになり⁶⁶¹, カエサル自身の同僚にされたのだ。<そのときドラベッラは立候補を促され, 唆されたが, 見捨てられたとしても>⁶⁶², 私はドラベッラについては⁶⁶³ なんら批判をしていない。<君たち二人が, この問題に当り, ドラベッラに対しいかに卑劣だったか⁶⁶⁴, > どの誰でも承知しているところである。カエサルは彼に立候補するように唆したが⁶⁶⁵, この人に約束し, 保証したことを⁶⁶⁶ 取り消し, それを自分自身くに都合のよいものにした⁶⁶⁷。しかし君は, 彼の不実ぶりを是認する気持ちを表明したのである。

一月一日がやってきた⁶⁶⁸。我々は元老院に召集された⁶⁶⁹。ドラベッラが, 現在のこの私の演説よりも, はるかに流麗で, よく準備された⁶⁷⁰ 演説で以てアントニウスを⁶⁷¹ 攻撃した。

(80) しかしアントニウスは⁶⁷², 怒りで⁶⁷³ 我を忘れた, なんたる演説をしたことか。神様よ! カエサルは自分が出立する⁶⁷⁴ 前に, ドラベッラをコンスルにする命令を出すだろうということ⁶⁷⁵, まず以て明らかにしたのだが⁶⁷⁶, —そのような類のことを常に言ったり, 為していた人物であっても, 独裁者ではなかった⁶⁷⁷ と言われている——とにかく, カエサルがそのように言ったので, そのとき, このわが善良なアウグルは⁶⁷⁸, 自分がこの聖職についたのは, 鳥占い(神意啓示祈願)を利用して選挙の集会を妨げたり, 選出を無効にすること⁶⁷⁹ が出来るようにするためのだ, と言った。そして自分が今そうしようとしているのだ, と本気で主張していたのである⁶⁸⁰。

(81) まず何よりも, この人の信じられない位の馬鹿さ加減を見たまえ。では, どんなに馬鹿なのか⁶⁸¹? 君はまさしく, 自分の聖職⁶⁸² の権利に基づき, 為しうると表明していたことを, ともかくアウグルでなく, コンスルだったとしたら果すことは出来なかっただろうか⁶⁸³? 出来ないどころでない, 実際はもっと容易だったと思う。というのは, 我々, アウグルには⁶⁸⁴, 予兆をただ報告する⁶⁸⁵ 権利があるだけだが, コンスルや他の政務官もまた⁶⁸⁶, そういったものを調査する権利

があるのだ⁶⁸⁷。まあ、よろしい。その通りだ！でも物を知らないにも程がある⁶⁸⁸。というのは、いつも飲んだくれている人からは、冷静な判断など⁶⁸⁹期待できないからだ。ところが、見たまえ、彼の厚かましさを。何ヵ月前⁶⁹⁰、元老院で、神意祈願によって、ドラベッラの選挙の集会の行なわれるのを⁶⁹¹、停止させるか⁶⁹²、それとも彼が実際に為したように行なうだろうと⁶⁹³、彼は表明した。神意祈願の際、どのような好ましからざる徴が⁶⁹⁴示されるか、もし空を観察すべく決心したとき以外に、いかなる人が占うことができるのか？ 選挙の集会が進行している間は、法によって⁶⁹⁵観察は許されないし、選挙が行なわれていないとき⁶⁹⁶、集会の始まる前に観察していた人は、誰でも集会の前に、観察の結果を報告しなければならないのである。ところが、〈アントニウスの〉無知と厚かましさは完全に結びついている⁶⁹⁷。彼は、アウグルにとって何がふさわしいかを知らないし、慎しみ深い人が為さなければならないことを行わないのである。

そこで⁶⁹⁸、彼のコンスル職としての行動について、この日から三月一五日までを⁶⁹⁹、皆さん、思い出してほしい。どんな下っ端役人でも、かつてこんなに卑屈で、こんなにペコペコしていた人がいるだろうか⁷⁰⁰？

(82)彼は自分では何も出来なかった。何でもカエサルにお伺いを立てねばならなかった。自分の頭を、深く、カエサルの臥床の背もたれに⁷⁰¹くっつけ⁷⁰²、自分が売るつもりだった⁷⁰³特典について同僚に頼みこむのが常だった。さてドラベッラの選挙の日がやってきた⁷⁰⁴。第一番目に投票する権利が⁷⁰⁵抽選で決められた⁷⁰⁶。彼は黙っている。その結果が報告される⁷⁰⁷。彼は沈黙を守る。第一のクラスの人が読み上げられる。次いで、通常のやり方で〈更なる投票が行なわれ〉⁷⁰⁸、トップの人(suffragiaの人)⁷⁰⁹、次いで、第二のクラス⁷¹⁰という具合に、すべてが私の言っていたよりも短い時間で為されたのである⁷¹¹。

(83)このように、ことが果し終えられるや⁷¹²、わが素晴らしきアウグルが、——人はこの人をガイウス・ラエリウス⁷¹³の如き人物と云いたかったのだ⁷¹⁴——集会は“別の日に”⁷¹⁵、と言った。比類ない厚かましさだ。一体君は何を見たのか、何を感じたのか、何を聞いたのか⁷¹⁶？というのは、君はそのとき天空を観察していたとは言わなかったし⁷¹⁷、なおこの日もそうは言っていないからだ。このようにして、君がすでに一月一日に⁷¹⁸、現われるのを予見し、かつ永らく予言していた不吉な徴が現われたというのである。それ故に、なお君はヘラクレスにかけて、国家の不幸ではなく、君の大きな不幸⁷¹⁹(私の望んでいるような)についての前兆をでっちあげた⁷²⁰のである。君は、ローマ民衆を宗教的冒瀆行為に巻き込んでしまい⁷²¹、アウグルとしての君がアウグルに⁷²²、コンスルとしての君がコンスルに⁷²³悪しき前兆を告げたのである⁷²⁴。私はもっと喋るつもりなどない。その行動がやはりいつかは我々の同僚アウグル職の前に持ち出されなければならないので⁷²⁵、私がドラベッラの行動を無効にしようと欲している、と思われたいためである。

(84)しかしこの人物が、いかに厚かましくて思い上がっているかをよく知ってほしい。君がそう望んでいるかぎり⁷²⁶、ドラベッラは、神意に反して選ばれた〈欠陥〉コンスルなのだ⁷²⁷。一方逆に君が〈変化を〉望めば、まさにその時には神意に叶ったコンスルが選ばれるのである⁷²⁸。もしアウグルが君の報告した言葉で以て意見を表明するならば⁷²⁹、なんら問題はないはずで⁷³⁰、

もしそうならば集会を別の日に⁷³¹繰延べるべきだとした君は、冷静でなかったことを認めたまえ。一方それに対して、もしもこの表明がなにかを意味するならば、私はアウグルとして⁷³²、私の同僚から、それがどういうことなのかを聞きたいと思う。

ところで、私のこの話が、数多くのアントニウスの業績のなかから、最も輝かしい一つの行動を⁷³³逃すことにならないように、我々としては、ルペルカリアのこと⁷³⁴に話題を転じたい。議員諸君よ、彼は隠すことができない。あのことは、自分が扇動し惹き起こしたのが明白だからだ。彼は汗をかいている。青ざめている⁷³⁵。ただポルティクス・ミヌキアで⁷³⁶行なった風に為さない限り⁷³⁷、自分の望むことをあえて行なうがよからう。このような恥ずべき行動に、どんな言い訳ができるというのか？君の話が、君の演説の師匠にどれだけ大きな報酬をもたらすことになるかを知るためにも⁷³⁸、どうしても君の話を知りたいものだ。

(85)君の同僚は、そのとき緋色のトガを纏い⁷³⁹、黄金の椅子に座り⁷⁴⁰、冠を付けて⁷⁴¹演壇に⁷⁴²座っていた。君は演壇に登った⁷⁴³。〈ルペルクスとして〉⁷⁴⁴椅子に近づいた。——なるほど君はルペルクスだった、それでも君は、自分がコンスルだったことを忘れてはならなかったというべきだ⁷⁴⁵——。君は王の印を⁷⁴⁶彼に差し出す。ブーイングがフォルム全体に拡がる。王の印はどこから来たのか？なるほど棄てられていたのを拾い上げてきた⁷⁴⁷のではなく、家からもってきたのだ。大変ひどいことが考えられ、計画されていたものだ⁷⁴⁸。君は、民衆の悲鳴の中、それを彼の頭に被せようとした⁷⁴⁹。だがそれを取り下げると⁷⁵⁰、大喝采が起こった。ところでなんと途方も無い人間なのか！君は君主制⁷⁵¹を再建して、君の同僚だった人物⁷⁵²、他ならぬその人物を⁷⁵³、君の主君にする⁷⁵⁴つもりだったので、ローマ民衆が堪え、受け入れることが出来るかを⁷⁵⁵、君は、やはり吟味しようとしたただ一人の人物であることが暴露されたのである。

(86)しかし、君はカエサルの同情を引こうとさえ試みた。彼の足元に身を投げ出して、懇願した⁷⁵⁶。何を懇願するために？我々が、彼の奴隷になるためなのか⁷⁵⁷？でも君はただ自分一人のために懇願すべきだった⁷⁵⁸。若年のときから君はすべてのことを堪え忍び、そして容易に奴隷奉仕するように生きてきたからだ⁷⁵⁹。たしかに、君は、我々から、またローマ民衆からそういった任務をもらっていたわけではない⁷⁶⁰。まさにあの裸のときに⁷⁶¹、民衆の前で君の行なった演説は⁷⁶²なんと素晴らしく雄弁だったか。でもあれよりも恥ずべきものが、あれよりもいやらしいものがあるだろうか。どんな処罰でも、あれよりは立派だったのではなからうか。では、我々が針で君を突くのを⁷⁶³、待っているのか⁷⁶⁴？総じて、君にまだ感受性の一片があるならば、この演説は⁷⁶⁵君をずたずたに引き裂き、それは君を血塗れにするまで打ちのめすのである。私は、我々の最高の人たちの⁷⁶⁶栄光・評判を失墜させるのではないかと心配しているが、それでも私をして言葉を発させるのは、義憤に駆られたからに他ならない。王の印を拒否した人が殺されたのは正当であったと、すべての人が認めているのに対して、一方、それを頭に乗せようとしたこの人がまだ生きているほど、けしからぬ話があらうか⁷⁶⁷？

(87)ところがしかし、彼は⁷⁶⁸、暦の⁷⁶⁹ルペルカリアの日のところに、次のように書き込むよう

に命じさえている。ガイウス・カエサル、終身の独裁官に、コンスルのマルクス・アントニウスによって、民衆の命令に基づき⁷⁷⁰、王位が⁷⁷¹提示されたが、カエサルはそれを受け取ろうとはしなかった、と。今私は、君が平和をかき乱していることに⁷⁷²、つまり君がローマの町を憎んでいるばかりか、日の光すら憎んでいることに、全く驚かない⁷⁷³。君が、昼日中⁷⁷⁴、全く途方もない君の盗賊仲間と飲んでいるばかりか⁷⁷⁵、次の日まで飲み続けていることにも驚かない。というのは、君は、平和時に、どんなところにいたいのか？君にとってどの場所が法律や法廷に⁷⁷⁶護られているのか？自分の力の及ぶかぎり⁷⁷⁷、君が君主としての支配に⁷⁷⁸よって、遠ざけてしまった法や法廷のことだ！このために、ルキウス・タルクイニウスは⁷⁷⁹追い払われ、スプリウス・カッシウス、スプリウス・マエリウス、マルクス・マンリウスは⁷⁸⁰殺されてしまった。そのようにして、数世紀後、不当にも⁷⁸¹一人の王が、ローマで—マルクス・アントニウスによって作られることになったのである。

(88)しかしながら、神意祈願(前兆、鳥占い)の問題に戻ってみよう。カエサルは、三月一五日に元老院でこの問題を⁷⁸²取り上げるつもりだった。私は君に尋ねたい。君は、そのとき何をしなかったのか？偽造した⁷⁸³前兆——それでも人は従わねばならなかったのだ⁷⁸⁴——について私が喋りたがっていると、君は思ったので、君も返答の準備に入ったということ、とともかく私は聞いていた。国家の運命の女神は⁷⁸⁵、その日を日付から外した⁷⁸⁶。ところがしかし、カエサルの最後が、神意祈願についての君の判断を押し流してしまつたのではないか⁷⁸⁷？しかし私には今は⁷⁸⁸、演説で触れられようとしていた問題よりも⁷⁸⁹、その前に〈別の〉ことが取り扱われねばならない⁷⁹⁰事態にたち至っているのだ⁷⁹¹。あの素晴らしい日に、君の逃走とはなんたることか。君の恐慌状態はなんたるさまか⁷⁹²。罪の意識のため、人生に絶望するとはなんたることか、——君が理性的でありさえすれば、君を生き延ばせたがっていた人たちの好意のおかげで⁷⁹³、君は逃亡から戻ってひそかに自分の家に籠もっておれたのに。

(89)ああ、来たるべきことについての私の予言が⁷⁹⁴、常にあまりにも真実を語るものとはいへ、いかに虚しいことか！私は、そのとき、カピトルの丘の上で我々の解放者に言った⁷⁹⁵。彼らが、国家の防衛を君に促そうとして、私を君の許に使わそうと思ったとき、君が不安の気持ちをもっているかぎり、君は何でも約束するだろうが、もう恐れる必要がなくなるや、君は再び元の木阿弥になるだろう、と。というのは、こういうわけで、君の許に、あれこれと元のコンスルたちが出入りしている間は⁷⁹⁶、私は自分の意見を変えなかった。この日も次の日も⁷⁹⁷、君に会わなかったし、どのような条件でも、まことに素晴らしい市民たちと、唾棄すべき謀反人との間に同盟が結ばれるとは信じられなかった。

二日たって⁷⁹⁸、私は、テッルス神殿に⁷⁹⁹やってきた。もっとも自分の意向に反してのことだが、それは武器を持った人が、すべての入り口を護っていたからだ⁸⁰⁰。

(90)アントニウスよ！その日は君にとってどんな日だったのか⁸⁰¹？君は突然、私の敵になったにしても⁸⁰²、私は、君が自分で自分の業績に向けたひがみを⁸⁰³、残念に思う。もしあの日にもつ

た気持ちを保持出来ていたならば、君はどのような人間になっていたであろうか、不滅の神よ、またどのような卓越した人間たりえたことか。我々は、平和でありたかったのだが、平和は、人質、つまり高い生まれの子供⁸⁰⁴、マルクス・バンバリオの孫によって作られたのだ⁸⁰⁵。勿論、たとい恐怖というものが、君を正直にさせていたにしても、恐怖はずっと長くは義務を教える教師ではありえない⁸⁰⁶。恐怖が去るや、君にまわりつき、離れないこの大胆さが⁸⁰⁷、君を無節操にしたのである。それでも、〈多くの人々が⁸⁰⁸君を素晴らしい人だと思った⁸⁰⁹——もっとも私はこれには同意しないが——あのときですら、タイラントの葬儀で⁸¹⁰、それが真の葬儀ならばであるが⁸¹¹、もっともひどいことに⁸¹²、それを主宰したのだ。

(91)君のあの素晴らしい追悼の辞⁸¹³、君の悲嘆の声、君の勇気づけの呼び掛け⁸¹⁴、こういったものも君のことなんだ。私は強調したい。あれは君なんだ。⁸¹⁵。それどころか、君があつた松明に火を点けたのだ。それで以て、カエサルの死体は半ば焼き焦がされ⁸¹⁶、またそれでもって、ルキウス・ベッリエヌス⁸¹⁷の家に火が点けられ、それが燃やされ、灰になってしまったのである。そして君は、絶望的な群衆⁸¹⁸、大部分は奴隷だが、この連中に——我々は、力を奮ってこれを追い払わねばならなかった——命令を下して、我々の家に向かわせた。それにも拘らず、いわば火の粉を払うや⁸¹⁹、それに続く何日かに君は素晴らしい元老院決議をいくつか、カピトルの丘の上で成立させたので⁸²⁰、三月一五日の後には、どのような免税の掲示板も、その恩恵の⁸²¹、如何なる掲示板も⁸²²張り出されなかったのである⁸²³。君も、自分が亡命に関してどう言ったかを、たしかに自分で思い出していることだし、また免税に関してどう言ったかを知っているだろう。しかし最も素晴らしいことは、君が独裁官という言葉で、わが国家から永遠に取り除いたということである⁸²⁴。ともかくこのような事実から想定されるのは、君がどうあっても、〈つい最近の独裁官が惹き起こした〉⁸²⁵その(独裁官職に関する)あらゆる⁸²⁶恐怖を取り除かねばならぬと思った程に⁸²⁷、君主政に対するあのような憎悪の気持ちが君のなかに発展していたことである。

(92)共和政国家は再建されると、他の人たちは誰もが思っていたが、私は決してそうは思わなかった。君のような漕ぎ手がいるために起こる、あらゆる種類の難船事故のことを心配していたからだ。ところで、もしかすると私は思い違いをしていたのではないか。それとも彼が、あまりにも長い間、自分の本性を隠しおせたのか⁸²⁸? 議員諸君よ、掲示板が、君たちの目の前、カピトルの丘の上一杯に⁸²⁹張り付けられていたのだが、免税特権は個人のみならず、全住民に売られていたのだ⁸³⁰、市民権は、もはや個々に与えられたのではなく、ひっくるめて全属州に与えられていた⁸³¹。このようにして、こういったやり方が⁸³²続いてゆくならば、——わが国家が存立し続ける限りは、それは取り除かれるはずのものなのだが——議員諸君よ、君たちは全属州を失ってしまうし、また、ただ税収のみならず、ローマ民衆の支配権も、アントニウスの自宅の私的な市場によって⁸³³狭められてゆくのである。

(93)オプス神殿⁸³⁴にある収支簿に載っている総額七億セステルティウスは⁸³⁵、一体どこにあるのか? なるほどこのお金には⁸³⁶、確かに汚れた歴史があった⁸³⁷。しかし、もしそれが元の所

有者に返還されなかったとすれば、少なくとも、我々としては、〈財産〉税から救われたことであろう⁸³⁸。ところで君は、三月一日に四千万セステルティウスの借金があったのに、すでに四月一日以前に君にはその債務がなくなっていたのは、どうしてなのか⁸³⁹、君の同意を得て、君の仲間たちから⁸⁴⁰購入されたものは、計算できないほどだが⁸⁴¹、特に際立ったことがその中に一つあった。それは、ローマ国民に最も忠実な友人、デヨタロス王⁸⁴²のための取り決めが、カピトルに張り出されたことだ。それが知らされたときには、誰も自分としては憤りの気持ちがあるにしても⁸⁴³、笑いを堪えることが出来なかった⁸⁴⁴。

(94)というのは、デヨタロスにとってカエサルがそうだった程のひどい敵を、誰が持っただろうか？ この人(カエサル)は、この元老院身分に対しても、騎士身分に対しても⁸⁴⁵、マッサリアの住民に対しても⁸⁴⁶、またローマ国民の国家体制が自分たちには貴重だと感じていたすべての人に対しても、その点同じだった。したがって、まだその人の生きている間に、その生きている人から、王のデヨタロスは、面とむかっても⁸⁴⁷、使者を通して、正しく、公平な取扱い⁸⁴⁸などしてもらえなかったのに⁸⁴⁹、そのデヨタロスも死せる者からは、好意を示されたのである⁸⁵⁰。デヨタロスがホストだったとき、カエサルはこの人に非難を加え⁸⁵¹、彼に計算書を提示して⁸⁵²お金を巻き上げ⁸⁵³、彼のギリシア人の従属者の一人を彼の王国の四分王に据えてしまい⁸⁵⁴、実は元老院から与えられていた⁸⁵⁵アルメニアも⁸⁵⁶彼から奪ってしまった。カエサルが生者として奪い取ったものを、死者として〈のカエサルが〉この人に返却しているわけだ！

(95)ところで一体どんな言い回しで以て⁸⁵⁷？ 彼には、ときには、これは公正だと思われる言葉⁸⁵⁸、ときには、再びこれは不正ではないと思われる表現で以て、だ。なんと驚くべき言葉の結びつきか⁸⁵⁹！ それでもカエサルは、決して⁸⁶⁰——というのは、デヨタロスの不在の際、私は常に彼の代弁者だったから分かるのだが——、デヨタロスのために我々が要求した⁸⁶¹いかなるものも、それは自分には公正だと思われる、とは言わなかった。千万セステルティウスの借用証文は、彼の使節⁸⁶²の手で、つまり立派ではあるが、臆病で、経験のない人たちによって、我々の意見を徴することなく⁸⁶³、王の他の友人の承認もなく⁸⁶⁴、この女部屋で⁸⁶⁵作成されたのである⁸⁶⁶。その部屋では、なんと多くのものが売却されてしまったり、また現に売られつつけていることか。君が、君の証書に基づいて始めようとしていることを⁸⁶⁷、よく考えてみるように忠告したい⁸⁶⁸。というのは、カエサルのメモによるのではなく、王自身、自分の意志で、つまりカエサルの死の知らせを聞かぬや否や、強力な自分の力で、自分の物を取り戻したからである。

(96)この賢明な人物がよく知っていたのは、常に昔から公正なるものが存在するという一方で、その人のものがタイラントに奪われても⁸⁶⁹、タイラントの殺された後は、それらは奪われた元の持ち主の手に戻るということである。従って如何に法律家でも⁸⁷⁰、また君がその人を通してこういった問題を処理しているので、その人だけを君が法律家だと信じているその人物⁸⁷¹でなくても、この借用証のサインされる前に対象となるものが取り戻されたら、その案件に対して、その借用証に基づいて支払いの責任があるとは言わないであろう⁸⁷²。というのは、デヨタロスは君から何も買わなかったし、君が彼に彼自身の財産を⁸⁷³売らせるように⁸⁷⁴試みる前に、彼は自分でそ

れを所有していたのだ。彼は男として振る舞った。勿論、軽蔑されるべきは我々なのだ。指図した人を⁸⁷⁵⁾憎んでいるのに、その人の指図を護ろうとしているからだ。

(97) 私は終りなきメモについて、無数の自筆書類について、やはり今更何を喋るべきだろうか？

そのためには、すでに剣闘士のためのプログラム⁸⁷⁶⁾のように、それを公に売り捌く商人⁸⁷⁷⁾までいるのだ。そのようにして貨幣の山が、アントニウスの家に築きあげられ、お金はもう一々数えられず、目方で量られている⁸⁷⁸⁾。ところで貧欲さとは、なんと盲目なことか⁸⁷⁹⁾！ 新たに⁸⁸⁰⁾クレタの、最も富裕な共同体がその貢税から解放され⁸⁸¹⁾、プロコンスルのマルクス・ブルトゥス⁸⁸²⁾の後、クレタは属州であることを止めるべきだ、と取り決められたという告示が張り出された⁸⁸³⁾。君の心の状態は⁸⁸⁴⁾まっとうなのか、君には、囚人服がふさわしいのではないか？ それとも、クレタは、カエサルの生前ブルトゥスとは関係が全くなかったので、カエサルの指令でマルクス・ブルトゥスの任期終了後に解放されたのか⁸⁸⁵⁾？ しかし、この指令が売却されることによって——従って、何もうまく為されなかったと、君たちも想像なさらないように——君たちは属州クレタを失ったのである。一言で言えば、アントニウスがその売手の役を演じなかったので、そんなものに誰も買い手にならなかったのだ⁸⁸⁶⁾。

(98) ところで亡命者に関する法は⁸⁸⁷⁾、君が張り出したものだが⁸⁸⁸⁾、実際は、法を通したのはカエサルだった？ 私は、誰の不幸も⁸⁸⁹⁾厳しく追求したくはない。私は、ただ次のように異議を唱えたいだけだ。第一は、カエサルがその人の事例は異なっている⁸⁹⁰⁾と判断した人を⁸⁹¹⁾帰還させることで、〈取り決め〉に汚点の付けられたことを⁸⁹²⁾訴えたい。第二には、君が残りの人のことを同じように取り扱おうとしない⁸⁹³⁾、その理由が分からない。せいぜい三ないし四人とはいえ、やはり残されたままの者がいるのだ。何故、同じ不幸な状態にある人たちが⁸⁹⁴⁾、君の同情を同じように⁸⁹⁵⁾享受できないのか。何故、君は彼らをかつての君の伯父さん⁸⁹⁶⁾のように取り扱うのか？ 他の人のためには法を通したのに、この人のためにそうしようとはしなかったのだ。それどころか、この人を君はケンソル職に立候補するようにまで唆かし、この人の立候補が人々の笑いと抗議を呼び起こすようにしてやったのである。

(99) では何故、君はこの選挙の集会を⁸⁹⁷⁾主宰しなかったのか？ もしや⁸⁹⁸⁾、護民官が〈不吉な〉左手の雷を示していたからか⁸⁹⁹⁾？ 君自身のことに関わる場合、そのときには如何なる前兆も君にとっては意味をもたないが、君の親戚のことが問題のときには⁹⁰⁰⁾、君は敬虔になるのだ⁹⁰¹⁾。そして更にだ、君は七人委員⁹⁰²⁾の場合に、この伯父さんを見殺しにしたのではないか？ その時、ある人が仲裁に入ったが⁹⁰³⁾、私の思うところ、君は、自分の生命を賭けることでもしなければ、この仲裁人を⁹⁰⁴⁾はねのけることが出来ないのではないかと、それを心配したのである⁹⁰⁵⁾。君の中になにかピエタスなるものがありさえすれば⁹⁰⁶⁾、この人は君の父親の位置にある者として、君が尊敬せねばならなかった人物に他ならず、その伯父君に、君はあらゆる無礼の数々を積み重ねた。君はこの人の娘⁹⁰⁷⁾、つまり君の従姉妹を⁹⁰⁸⁾家から追い出したのだが、別の相手を探し出し、あらかじめじっくり試した上でのことであった⁹⁰⁹⁾。それでも十分ではなく、君は極めて貞節な女性を不貞行為の廉で非難した。この他に君に付け加えられることは、一体どれだけあるのか。

というのは、上のことでは、まだ君は満足しなかったのだ。一月一日⁹¹⁰、元老院の、満場、人の溢れる中、君の伯父さんの出席しているところで⁹¹¹、君はドラベッラによって君のいとこや奥方が凌辱された事を⁹¹²はっきり知っているために、それがドラベッラに対して自分が憎しみを抱く理由だと君は敢えて発言したのである。元老院でそういう事を言うような君の凶々しき、ドラベッラを非難する点での卑劣さ⁹¹³、彼女の父親の聞いているところで、そんなことをいう不潔と、あるいは不幸な女性に対しての、あんな唾棄すべき具合に見境無く喋ろうとした⁹¹⁴残忍さ、そういったことよりもっとひどいものは一体何か、それを誰がここで、どう説明できるだろうか？

(100)しかし我々としては、自筆の書類のことに⁹¹⁵戻りたい。君によってどんな検討が為されたのか？ というのは、カエサルの指令は勿論平和のために元老院によって確認されたものである。たしかにそれらはカエサルが実際に為したものだからであり、それらをカエサル為したのだ⁹¹⁶とアントニウスが言っていたからではない。これらの自筆文書が⁹¹⁷どこから出ているのか。誰が、その本物であることを保証するのか⁹¹⁸？ もし偽物ならば、何故認められているのか？ 真筆ならば、何故売り物になっているのか？ ともかく君たち(二人のコンスル)が委員会とともに、六月一日から⁹¹⁹カエサルの「指令」について審査すべきこと⁹²⁰を決めたのだ⁹²¹。どんな委員会が存在したのか？ 誰を君は、そのとき召集したのか⁹²²？ どんな六月一日になるかを君は期待したのか？ もしかして、その日とは、君がヴェテラン植民市を巡回したのち⁹²³、武装した人に取り囲まれて帰還した日のことではないのか⁹²⁴。

四月と五月に⁹²⁵君はなんと素晴らしい旅行を行なったことか⁹²⁶、そのとき植民市をカプアにも⁹²⁷建てようとしたのだ⁹²⁸！ どのように、君はその町から逃げ出してきたのか⁹²⁹、いや、むしろ殆ど逃げ出すのに失敗したのか⁹³⁰、我々は知っている。

(101)今も君は、この町に脅しをかけている。やってみたまえ⁹³¹、そんなことをしても、結局いつかは、そんなものの殆どが、廃棄されてしまうことになるだろう⁹³²。しかしなんと素晴らしい⁹³³君の旅か。見事に整えられた君の昼食⁹³⁴がどんなものか、狂気じみた君の飲酒ぶり⁹³⁵がどんなものか、それを上げるべきだろうか？ こういったものは君の損失だが、以下はまた我々の損失でもある⁹³⁶。カンパニアの土地が⁹³⁷兵士たちに分与されるようにと、税が免除されたとき⁹³⁸、そのとき国家がひどい損害を蒙るだろうと、ともかく我々はすでに信じていたほどだが、君は、その土地を自分の食事仲間やゲーム仲間に分けてしまっていたのだ。議員諸君よ、カンパニアの土地に定住させられたのは、喜劇の男優や女優たちだ⁹³⁹といたい⁹⁴⁰。では、レオンティニの土地については⁹⁴¹我々は、どのように訴えるべきか⁹⁴²。勿論、このようなカンパニアとレオンティニの農耕地は⁹⁴³かつてはローマ民衆の世襲財産の一部であって、すこぶる肥沃でかつ収穫を上げられる⁹⁴⁴土地と見做されていたからだ⁹⁴⁵。一人の医者⁹⁴⁶、三千ユゲラ⁹⁴⁷が、というのだが、それは、この人が君の病気を治した⁹⁴⁸ときに与えられたものか？ また一人の弁論術の教師⁹⁴⁹二千ユゲラ⁹⁵⁰というのだが、それは、君を雄弁家に仕立てることが出来たときに与えられたものか⁹⁵¹。

(102)しかし、我々は、旅行、イタリアへの旅行の問題に立ち戻ることにはしたい。君は、植民市をカッシリヌム⁹⁵²)に建てた⁹⁵³)。そこにはカエサルがかつて植民市を設けていたのである。君はたしか、カプアについて、手紙で私に相談してきたことがある。でもしかし、私は、カッシリヌムの場合も、それと同じ返事をせねばならなかった⁹⁵⁴)。君には、すでに植民市のあった⁹⁵⁵)ところに、新しい植民市を建てるのが、法的に許されるのか⁹⁵⁶)?、というのだ。私は君に返事した。かつてしかるべき神意啓示祈願に基づいて設けられた植民市のなかには、その町の厳存する限りに、新しい植民市を合法的には建てることは許されないのではないか、と。それでも、新しい植民者の名前は登録記入される⁹⁵⁷)という風には返事した。ところが君は、不遜にも思い上がって鳥占いのあらゆる原則をふみにじり、カッシリヌムに植民市を建ててしまった。そこには数年前⁹⁵⁸)、すでに一つの植民市が設けられていたのであるが、君は一本の旗を立て⁹⁵⁹)、鋤で境界線を引いた⁹⁶⁰)。たしかに君は、鋤の刃でいわば⁹⁶¹)カプアの城門に傷をつけてしまい⁹⁶²)、それで繁栄するこの植民市の領域を⁹⁶³)狭めたのであった。

(103)このように宗教的な習慣をかき乱したのち、直ちに君は、きわめて尊敬すべき、全く誠実な人物マルクス・ワッロ⁹⁶⁴)のカッシリヌム⁹⁶⁵)近傍の所領⁹⁶⁶)に襲いかかるのである。どのような権利で? どのような顔して⁹⁶⁷)? 君は答えるであろう。「ルキウス・ルブリウス⁹⁶⁸)の相続人の土地やルキウス・トゥルセリウス⁹⁶⁹)の相続人の土地⁹⁷⁰)、あるいはその他の数知れぬもっと多くの所有地に対するのと同じ具合に」と。ところで何かが、競売という理由で起こるならば⁹⁷¹)、競売はそのままにしておきたまえ⁹⁷²)。〈競売の〉計算書も⁹⁷³)、そのままにしておくがよかろう。計算書はカエサルのものであり、君のものではない⁹⁷⁴)、君が負債者であった⁹⁷⁵)という記録であり、君が負債から自由になった記録ではない⁹⁷⁶)。しかし、それでもワッロのカッシリヌム近傍の土地が売りに出されたとは、誰が言っているのか⁹⁷⁷)? あの競売の印の槍を誰が見たというのか? あるいは、競売人⁹⁷⁸)の声を誰が聞いたのか? 〈ポンペイウス派の財産として〉カエサルからそれを買うために⁹⁷⁹)、君がアレクサンドリアに人を送った⁹⁸⁰)と君は主張している。だが実のところ、カエサル自身の帰国を待つのに、もううんざりしていたところなのだ⁹⁸¹)。

(104)しかし事実かつてワッロの財産について⁹⁸²)、その何かが、彼から奪われたのを誰が聞いたというのか? ところがしかし、如何なる人も、ワッロの幸せについても、特に他よりも大きな関心など抱かなかつたのだ⁹⁸³)。よろしい、そうだろう。カエサルがそれどころが実際に、君が土地を返すべきだと手紙で君に命令したとしても⁹⁸⁴)、こんなにもすざましい君の恥知らず振りについては⁹⁸⁵)、どのような言葉で以てその程度を示すことができるだろうか? 我々が目にするあの武器のことは⁹⁸⁶)しばらく別においておき給え。そうすれば⁹⁸⁷)、君には一方でカエサルの競売のことがあり、また一方で君の自信たっぷりぶりや良心のなさがあっても、それは別のものだということが分かるであろう⁹⁸⁸)。つまりただ所有者だけではなく、如何なる⁹⁸⁹)友人、隣人、客人、代理人も⁹⁹⁰)、君をそのお屋敷から⁹⁹¹)叩き出すであろう。

どれだけ多くの日、君はあの別荘で、まことに破廉恥なことに、ばか騒ぎをしていたのか⁹⁹²)! だれも第三時(午前九時)⁹⁹³)から酒を飲みはじめ、賭けごと遊びをし、ご馳走を食らい尽くして

いた⁹⁹⁴)。なんと、あれは不幸な住まいか！家の主人は、どれほどに異なった人なのか⁹⁹⁵)。——それでも、アントニウスはどうして主人と見做されるのか⁹⁹⁶)？——しかしともかく、今そこを占拠しているのは、前とは如何に変わった人か！というのは、自分の研究のため、マルクス・ワックロは、ここを休息所にしようとしたのであり⁹⁹⁷)、放蕩のための隠れ家にしようとしたのではなかったからだ。

(105)かつてその当時⁹⁹⁸)、この別荘では、どんな会話が行なわれたか、何が考えられ⁹⁹⁹)、どんな作品が書き上げられていたのか。ローマ民衆の権利や法制度¹⁰⁰⁰)、我々の父祖の歴史記録¹⁰⁰¹)、あらゆる哲学やあらゆる学問の原理が¹⁰⁰²)対象になったのである¹⁰⁰³)、ところが、君がそこに借家人として¹⁰⁰⁴) (というの私は彼が所有主として、とは云いたくないのだ¹⁰⁰⁵)!) 滞留している間、どこもかしこもが酔っ払いの叫び声でどよめき、床は酒で溢れていたし、壁もぐしょぬれで、良家の子供が童娼と一緒に、また売春婦は奥方さまの間を、動き回っていた。人々は君に挨拶するために、カッシヌムから¹⁰⁰⁶) 来るし、アクイヌムからも、またインテラムナからも¹⁰⁰⁷) やって来たのである。誰も面会は許されなかった¹⁰⁰⁸)。それともたしかに正しかったと思う¹⁰⁰⁹)。このような汚らわしい人にあっては、荣誉ある役職の印など、もうなんの意味も持たなかったからだ¹⁰¹⁰)。

(106)彼はそこからローマに向かう途中、アクイヌムの近くにやってきたとき、数多くの住民を擁していた町だったので、立派な人が沢山、恭しく彼を出迎えた。しかし彼は、あたかも死者のように閉ざされた輿に乗ったまま^{1010A})、町の中を運ばれていった。アクイヌムの人のなんと阿呆なことか！というのとはともかく彼らは、街道のそばに住んでいからだ¹⁰¹¹)。一方アナグニアの人¹⁰¹²)はどうしたか？彼らは、道から少々離れていたが¹⁰¹³)、それでも彼が本当のコンスルであるかのように¹⁰¹⁴)彼に挨拶すべく駆け下りてきた。しかし、信じられない話だが¹⁰¹⁵)、彼から如何なる人も応答してもらえなかったのは、やはり誰にもよく知られたことだ¹⁰¹⁶)。たといとりわけアナグニアの二人の人物が、つまりムステラとラコだが¹⁰¹⁷)、一人は剣術¹⁰¹⁸)の第一人者、今一人は酒杯の第一人者であり、この二人が傍らにいたにも拘らず、このようにいえよう。

(107)ガイウス・カッシウスや両ブルートゥスを保護者¹⁰¹⁹)として選んだというので、彼がシディキヌムの人に¹⁰²⁰)向かって浴びせ、プテオリの人を¹⁰²¹)、揺さぶったあの脅迫と、ののしりの演説を、私としては¹⁰²²)、何のために述べる必要があるのか？彼らは、いずれにせよ、生き生きした共感の思いで、まことに正しく判断しながら¹⁰²³)、すこぶる好意を抱いて、心の底からの愛情を以てそうしたのであり、君やバシルス¹⁰²⁴)の場合のように、またその他の、君と同じ連中に対するように、武力によって彼らを選んだのではないのだ。誰もこんな連中をクリエンテス¹⁰²⁵)として持ちたいとは思わないし、況んや自分の方からこういった人たちのクリエンテスでありたいとは思わないであろう¹⁰²⁶)。

その間、君の不在の間のことだが、君が常々崇敬の念を抱いていたあのフォルムの墓碑(聖なる柱)を¹⁰²⁷)君の同僚が打ち壊させたとき、彼にとってその日はなんと輝かしい日だったことか¹⁰²⁸)！君にこのことが報告されたとき、その場にいわせられた¹⁰²⁹)人の中で¹⁰³⁰)知られていることだが、君は完全に打ちのめされてしまったのだ¹⁰³¹)。そののち何が起こったか、私は知らない¹⁰³²)。

——私の想像するところ、恐怖と武器が¹⁰³³猛威をふるった——。ともかく君は、自分の同僚を¹⁰³⁴天上からひきずり下ろし¹⁰³⁵、そしてたしかに、現在でも、なるほど君と同じというわけにゆかないのにせよ¹⁰³⁶、明らかにかつての彼自身と違うものに君がしてしまったのである¹⁰³⁷。

(108)次いで行なわれたローマへの君の帰還はどうだったか¹⁰³⁸。全市が、なんと、うろたえ混乱したことか！我々は、あの途方もない力を持ったルキウス・キンナを¹⁰³⁹、そして次ぎなる独裁的支配者スッラのことを¹⁰⁴⁰思い出したのだ。また我々は最近カエサルの君主政治を体験したのだ。そういったときも、多分刀剣は存在したのだが¹⁰⁴¹、それは公然たるものでなかったし、そんなに多くはなかった¹⁰⁴²。しかしそれに対して君の方は、何と、いや、とんでもなく野蛮なことか¹⁰⁴³！ 方陣を組み¹⁰⁴⁴、手に剣を持って、人々は君に従っている。輿に楯を一杯乗せて運んでいるのを¹⁰⁴⁵、我々は目にしている。それでも、こんなことは、もはやすでに長らく、当たり前のことになっていて、議員諸君よ、そんなことは慣れっこになっているので、我々はもう鈍感になっているのだ。六月一日¹⁰⁴⁶、我々は定められたように、元老院に現われようと思っていたのだが、恐怖で震えあがり、我々は、たちまちのうちに逃げ去ってしまった¹⁰⁴⁷。

(109)それでも元老院を必要としなかったこの人(アントニウス)は誰一人いないのを残念がらず、それどころか¹⁰⁴⁸、彼は我々の退去を喜び、そこで直ちにあの驚くべき行動に出た。カエサルの手書きのノートを自分の利益のために護った彼は、今はカエサルの法、あの素晴らしい法を、国家を揺り動かすために廃棄してしまった。彼は、属州長官職の命令権保持の任期を延長させた¹⁰⁴⁹、なおカエサルの「指令」の代弁者でなければならなかったのに、その同じ彼が公私夫々の領域でカエサルの「指令」を無効にしてしまった。公的な領域では¹⁰⁵⁰法ほど重みのあるものはなく、私的な領域では遺言書は最も鞏固なものなのである。彼はいくつかの法を前以て公示する事無く¹⁰⁵¹廃棄し、またいくつかの法を廃棄するため¹⁰⁵²新たな法を公示した¹⁰⁵³。最も卑賤な市民たち〈の遺言〉の場合でも常に遺言は堅持されていたのに、〈カエサルの〉遺言状を無効とした。カエサルが自分の庭園と共に、ローマ民衆に¹⁰⁵⁴遺した彫像と絵画を¹⁰⁵⁵、アントニウスは、あるものはポンペイウスの庭園に¹⁰⁵⁶、あるものは田舎のスキピオの館に¹⁰⁵⁷運ばせたのである。

(110)ところで君はカエサルの思い出を護るのにそんなに気を配っているのか¹⁰⁵⁸？君は、死んでしまった彼を愛しているのか？ 聖なるクッション¹⁰⁵⁹、公的な彫像¹⁰⁶⁰、お社のような破風¹⁰⁶¹つきの家、自分の祭司¹⁰⁶²を持てる栄誉以上の、どんな大きな栄誉を¹⁰⁶³カエサルは得るに至ったのか？というわけで、丁度ユピテルや、マルスや、そしてクイリヌスのために一人の神官がいた¹⁰⁶⁴ように、神格化された¹⁰⁶⁵ユリウスにも、マルクス・アントニウスが神官として存在するのだ。では、何を君はためらっているのか、何故、君は叙品されないのか¹⁰⁶⁶？ 日にちを決めよ。誰が¹⁰⁶⁷君を神官として叙品するか、その人を選びたまえ。我々は同僚仲間だし、誰も拒絶しないだろう¹⁰⁶⁸。唾棄すべき奴め、今、タイラントの神官であろうと、それとも死者の¹⁰⁶⁹神官であろうとも！

それから、今日がどんな日か¹⁰⁷⁰、君は忘れていてのではないか、私は聞いてみたい。昨日が、大競技場での大祭の〈競技の〉第四日目だったことを、君は知らないのか¹⁰⁷¹？そして更に加え

て、特に第五日目がカエサルのために加えられるべきだと¹⁰⁷²⁾、君自身民会で提案したことを覚えていないのか？何故、我々は祝祭の衣装をつけて¹⁰⁷³⁾現われないのか？何故、我々は、君の法によってカエサルに認められたカエサルの榮譽の見捨てられるのを許すのか？それとも一日付け加えることで、君は、感謝祭の日々が汚されるのを見逃したのか¹⁰⁷⁴⁾？しかし君は、聖なるクッションが汚されるのを望まなかったのか¹⁰⁷⁵⁾？聖なる規定はどういったものでも廃棄せよ、それともそういったものが、あらゆる点でどこまでも、保持されるようにしたまえ。

(111) 儀式用クッション、神殿の破風、神官をカエサルが持つことに私が同意しているかどうかを君は知りたがっている¹⁰⁷⁶⁾。だが私は全く、そのいずれにも同意していないのだ！しかし、カエサルの「指令」を護っている君としては、何故あるものは保護してやり、一方あるものは気にかけてなどいないのを、どのように説明できるか？それも、何よりも彼の榮譽によってでなく、すべてただ君の利益を考慮した上だということを、君としては人に気付かせようとすることなくして、それを説明できるか。結局、君はこれにどう答えるべきか？というのは、私が君の能弁さを待ち設けているからだ。私は、君の祖父を大層すばらしい雄弁家として知っていたが¹⁰⁷⁷⁾、それでもしかし、君の方が意見表明に当たって、はるかにあけっぴろげなこと¹⁰⁷⁸⁾は承知している。彼は、決して公衆には、むき出しの形では¹⁰⁷⁹⁾喋ることはなかったが、君の場合には、単純素朴な人間における、その心底を¹⁰⁸⁰⁾我々は読み取ることができた。君はこのことに対して、意見を表明したいのか？あるいはむしろ、総じて口を開く勇氣があるのだろうか¹⁰⁸¹⁾？君は、私のこのように長い演説の中から、それに確信をもって反論できる点を、何か発見できるだろうか？

(112) でも我々としては、過ぎたことはそのままにしておきたい。この一日、私は繰り返したいのだが、他ならぬこの今日、私の喋っているこの瞬間は、出来れば、それを正当化したまえ！何故、元老院は、包圍網を展開している武装した人に¹⁰⁸²⁾囲まれているのか。何故、剣を手に、君の従者たちが、私の言うことを聞いているのか。何故、和合の神殿の開き戸は開いていないのか¹⁰⁸³⁾。何故、君は、あらゆる種族のうちで最も野蛮な連中、弓を手にしたイテュライ人を¹⁰⁸⁴⁾フォルムに連れてきているのか？自分の身の安全のために、こんなことをしているのだと、この人は言う。自分の市民団の中にあって、武装した人に護られないと生きて¹⁰⁸⁵⁾おられないならば¹⁰⁸⁶⁾、千回死んでも死に足りないのではないか¹⁰⁸⁷⁾。しかしそれだって護りにならないと、私のいうのを信じてくれたらどうか。武器ではなく、君の市民仲間の愛情や好意に君は¹⁰⁸⁸⁾囲まれていなければならないのだ。

(113) ローマ民衆は、武器を君の手から引き離させ¹⁰⁸⁹⁾、それを君の手からもぎ取るだろう。望むらくは、我々が、その際怪我をしないことを¹⁰⁹⁰⁾。しかし、我々とのような関わりがあろうと、私の思うところ¹⁰⁹¹⁾、そういった自分の見解に固執する限り、もう君は関係を長続きさせることは出来ないだろう。というのは事実、君のあの全く貧欲でない奥方¹⁰⁹²⁾——私がここで侮蔑の念ではなく、〈実際に〉そう呼んでいる人だが¹⁰⁹³⁾——には、ローマ民衆に¹⁰⁹⁴⁾すでにすこぶる長い間、第三回目の支払わねばならない負債があるのだ¹⁰⁹⁵⁾。国家ローマには、国制の舵取りを委ねることの

できる人がいる¹⁰⁹⁶)。この世界で、この人たちのいるところ¹⁰⁹⁷、どこにも、まさしく国家の全支柱がある。いやむしろ国家¹⁰⁹⁸それ自体があるのだ。国家は今まで報復してきただけで、まだその自立性を再建してこなかったのであるが¹⁰⁹⁹)。そして、全くたしかに、わが国は、国を護る準備の出来ている、きわめて高貴な生まれの若者を¹¹⁰⁰擁している。内的な平安を考えるにあたり、彼らがどう欲しようと、控えめであってほしい¹¹⁰¹)。それでも、共和政国家から、彼らは再び呼び戻されることであろう。

平和の名前は¹¹⁰²)なるほど甘く響き、平和という事実そのものが至福をもたらすものなのであるが、平和と隷属とは、お互いにすこぶる離れている。平和は静かなる自由であり、隷属は、あらゆる災厄のうち最も悪いものである。そして、単なる戦争という代償でなく、死という代価を払っても、それは取り除かれねばならない。

(114)たとい我々のこの解放者たちは、彼ら自身について云えば、我々の視界からその身を消してしまっても、それでも彼らはその後仕事の実例を残した。誰も為すことの出来なかったことを、彼らは果たしたのである。ブルトゥスは、あえてタルクイニウスに¹¹⁰³)激しい戦いを挑んだ。でもこの人は、ローマで¹¹⁰⁴)まだ王が認められていたとき¹¹⁰⁵)、そのとき王だった人物である。スプリウス・カッシウス、スプリウス・マエリウス、更にマルクス・マンリウスは、王政を求めていると疑われて、死刑に処せられたのだが、しかし、彼らは、王政を求めている人ではなく、王権を握っていた人に、剣でもって一撃加えた最初の¹¹⁰⁶)人たちであった。そして、このことは、それ自体、すでに見事な、いや、神的なといえるほどのものだったため、また特にその首謀者が、殆どあの広大な天空すら包み¹¹⁰⁷)きれないと見える栄誉をかちえたので、模範として人に示されたほどだったのである¹¹⁰⁸)。というのは、たといこのような高貴な仕事の意識そのものの中には、十分な酬いがあったとはいえ、それでも、私の思うところ、死すべき者に¹¹⁰⁹)、不死が¹¹¹⁰)軽蔑されるべき理由はないのである¹¹¹¹)。

(115)マルクス・アントニウスよ、したがって¹¹¹²)、あの日のことを、君が独裁官職のポストを取り除いた¹¹¹³)あの日のことを、思い出してみたまえ¹¹¹⁴)。元老院とローマ民衆の喜びを思い浮かべてみたまえ¹¹¹⁵)。それと¹¹¹⁶)君や君の仲間の¹¹¹⁷)この途方も無い取引¹¹¹⁸)とを比較してみたまえ。そうすれば、利益と名誉との間にはどんなにすごい差があるか、君にはすぐに分かるだろう¹¹¹⁹)。しかし勿論¹¹²⁰)、なにか病気のため、または感覚麻痺という理由で、食事の楽しみが感ぜられない人がいるように、官能に溺れ、物欲的で、墮落した人間には、真の名声の味が分からないのだ。しかし、すでに名聲が正しい行動にと君を誘導することができなければ、たしかに恐怖の念を以てしても、最も恥すべき行為を君に思い止まらすことは出来ないのではないか？君は法廷を恐れていない。君の潔白さがその理由であるならば、私はそれを誉めたいし、力のためであるならば¹¹²¹)、そういう風にして法廷を恐れぬ人にも、その代わりに恐れねばならない何かがあるのが君には分らないのだ¹¹²²)。

(116)しかし、もしも君が勇敢な人も、傑出した市民も恐れぬにしても、それは、武器の力によって、彼らが君の体から離されているからであるが、君の仲間も、もう君をこれ以上長くは支

えきれないだろうという私の言葉を信じたまえ。しかし、昼も、夜も自分の仲間¹¹²³⁾を恐れねばならないとは¹¹²⁴⁾、それはどのような生活¹¹²⁵⁾なのだ？ 勿論、カエサルが自分の殺害者になった人のうちの何人かに¹¹²⁶⁾義務づけたより大きな恩恵で、君がひとを義務づけていることがあれば、あるいは君とこの人とが¹¹²⁷⁾、どんな点でも¹¹²⁸⁾比較することができれば、話は別である？ カエサルは、天才、鋭敏さ¹¹²⁹⁾、記憶力¹¹³⁰⁾、教養、気配り¹¹³¹⁾、熟慮、熱心さ¹¹³²⁾をもっていた。彼の軍事的な業績は、たとえ国家に災いしかもたらさないにしても、まことに重大なものであった。長年にわたり¹¹³³⁾、彼は単独支配者たらんとして¹¹³⁴⁾、大変な努力と大きな危険を冒して、その目論んだことを果たした。催し物¹¹³⁵⁾、記念建造物¹¹³⁶⁾、贈り物の付与、公的なご馳走によって前代未聞の人を手懐けたし¹¹³⁷⁾、友人を報酬により¹¹³⁸⁾、敵を寛大さのポーズによって¹¹³⁹⁾自分に結びつけた。要するに¹¹⁴⁰⁾、彼はわが自由な市民団を、一部は恐怖により、一部は追従ぶりでもはや隷属に馴れさせてしまったのである。

(117)独裁的な権力への欲求に関しては、私としては、君とこの人とを比較できるが、あらゆる他のことに関しては、君は決して彼とは比較などできない¹¹⁴¹⁾。しかしながら、カエサルによって共和政国家に刻印された¹¹⁴²⁾諸悪のなかにも、それでも¹¹⁴³⁾やはりなにか良いものがあり¹¹⁴⁴⁾、そこでローマ民衆は今、各人をどれだけ信じてよいか、どの人を信頼すべきか、どの人に用心すべきかを学んだのであったが、君はこのことを考えてみようとししないのか？ 君にはタイラントを殺すのが、如何に素晴らしい事業か、いかに感謝するにたる善行か、如何に輝かしい名声か、それを経験することに、勇敢な人が満足感を覚えているのが分からないのか？ それとも¹¹⁴⁵⁾、この人たちが彼を辛抱出来なかったのに、君を耐えられるだろうか。

(118)私を信じたまえ。やがて、この問題めざしての懸命な抗争があるだろうが、なかなかやってこないチャンスを待つことなどないだろう、と。

こんなときでも、どうか、わが共和政国家のことを振り返るようにしてくれたまえ。そう願いたいのだ。マルクス・アントニウスよ。君がどこから生まれてきたのか、考えてみたまえ¹¹⁴⁶⁾。でも誰と一緒に生きているのかは考えないでおきたまえ¹¹⁴⁷⁾。私とは、君の望むように振舞いたまえ¹¹⁴⁸⁾。しかし、共和政国家とは和解したまえ。ところが、君については、君の決めることだ¹¹⁴⁹⁾。私については、私自身の口から¹¹⁵⁰⁾説明しよう。私は、国家を若い頃¹¹⁵¹⁾護ったのだ。年老いた今でも、国家のことをゆるがせにはしないだろう。私は、カティリーナの剣など歯牙にも掛けなかった。君の武器だって震えおのきはしないだろう¹¹⁵²⁾。そうだ、私の死が市民団の自由をすぐにもたらすものならば、私は喜んで自分の肉体でも差し出したい¹¹⁵³⁾と思う。そうすれば結局、ローマ民衆の苦痛の末、これまで長らく妊んでいたものを¹¹⁵⁴⁾、産みだすことになるであろう。

(119)というのは、もしも略二十年前、すでに、まさに他ならぬこの神殿で¹¹⁵⁵⁾、かつてコンスルだった人には、そんなに若いのに死の訪れることはありえない、と私が主張したとしても¹¹⁵⁶⁾、一個の老人について、今¹¹⁵⁷⁾どれだけ一層の真実味でもって同じ事を言うことが出来るか！ 私にとっては、議員諸君よ、本当は私が到達できたこと、また果たし終えたことで以て、生涯の課題を成就したからには¹¹⁵⁸⁾、死は今ほむしろ望ましいくらいだ。＜私は、ただ次の二つのことしか望

んでいないのだ。その一つは、¹¹⁵⁹⁾死にゆく自分が、自由を取り戻したローマ民衆を後に残すことであり——それこそ不死の神々から私に与えられる最高の恵みであろう——、第二には、ちょうど誰でも国家のために奉仕する人が受けるにふさわしいような、そういった報酬が各人に¹¹⁶⁰⁾付与されることである。

注

- 652) ヒスパニアのポンペイウス軍に対する完全な勝利の後、カエサルがローマに入ったのは45年10月のこと。Plut. Ant. 11 (Pelling, 142); 13. 彼は、7月には北イタリアに来ており、9月にはローマ南東のラビキの所領で最後の遺言状を作成しているが、ローマに入ったのは10月の凱旋式挙行のためであり (Vell. 2, 56, 3; Gelzer, Caesar, 284, 170ff.), この間の事情及び問題点は、Gelzer, 284.
- 653) 遠路とは、ローマ→ナルボ→ローマ。アントニウスがナルボにあったのは二回と見るべきであり、第一回目が45年春の初めのことで、財産問題が生じたため、3月13日以前にローマに帰っている。Att. 12, 18A, 1 (3月13日付け); Phil. 2, 77. 第二回目がここで問題になっているときのこと。勿論、3月17日のMundaの勝利後であることは確かだが、前注に示した通り、初夏と見るべきか。Plut. の記述の誤りはPelling, 142; 148; Gelzer, Caesar, 277f.
- 654) fortem: もはや戦いは終わっているから、「勇敢さ」はさほど重みをもたない。
- 655) isti, redisti: = V, Budé, Fedeli, SB. isti et redisti-D. 89節にirent redirentとある。またVerg. Aen. 6, 122; Cic. Att. 15, 5, 3 (itus reditus).
- 656) nescio quo modo: アントニウスとカエサルとの間の緊張の緩和、あるいは除去のあったことは間違いない。そこにはカエサルが、自己の目的のためにアントニウスを利用するという狙いがあったと想定される。ポンペイウスの財産の入手に対して、アントニウスの支払うべき金額の更なる追求は行わず、定められた強制執行を止めさせた限りではこのように言える。カエサルが肩代わりをしたとまで言えるかは問題。せいぜい負債の免除か。
- 657) habebat hoc: Pis. 81. 個性、性格。あるいはやり方、妙技。cf. Hor. s. 1, 3, 3.
- 658) 多分新しい負債のこと。フルウィアが保証したのか。カエサルがアントニウスに支払いのための金を貸したのだとする論者が多いが、Laceyはそれに対する証拠なしとする。アントニウスが3月15日に多額の負債をもっていたこと(93節)と、借金のための再融資が考えられる。しかもフルウィアには資力があったのである(74節)。
- 659) cognorat: Fedeli, SB. cognoram-V. cognoverat-D.
- 660) iussus es: = V, Budé, Fedeli, SB. iussus est-D. Mundaの勝利後、元老院は、カエサルに政務官を指名できる権利を与えるべく票決した。表面的には彼はその特権を拒否したが、ある種のポストに選出されるべき人として“推薦する”形で、その実質的な点を受け入れた。Gelzer, Caesar, 286, 183; 287, 184. cf. Dio. 43, 45, 1; 43, 47, 1; 43, 51, 3; Phil. 7, 16; Suet. Iul. 42, 2.
- 661) renuntiari: OLD, renuntio Nr. 4; Taylor, 147, 53; Staveley, 177ff. renuntiatioとは、選挙のためのcomitiaにおける最後の一齣。選挙の結果の表明。カエサルは、コンスル職を提示したのだが、形式を踏んだ選挙とrenuntiatioが、司会者たる政務官によって行なわれる必要があった。キケロはアントニウスを正式な選挙で選ばれたコンスルと見ていないので、renuntiariとするのは痛烈な皮肉。また、Q. Fabius Maximusが、突然45年の大晦日に死去したとき、C. Caninius Rebilusが、この年の最後の半日だけのコンスルに選ばれて、正式にcomitiaでそのように「表明」されたことを想起したい(fam. 7, 30, 1)。
- 662) ペテンにかける、見捨てる、小馬鹿にする。カエサルがドラベッラ支持を約束したのに、アントニウスを44年のコンスルにして、この人にローマの町を委ねたことを指す。
- 663) de Dolabella: ドラベッラに対する君の取扱いに関して。impulsus ut consulatum peteret. を意味す

- るとすべきか。deはV¹では欠落。V²で付加。次の注を参照せよ。
- 664) qui tum... Dolabellam: V¹本では欠落。この読みを採用すると、「しかしその時ドラベッラは立候補を促されたが、...どの誰でも承知しているところである」という長い文章のうちの、「私がドラベッラについてなんら批判をしていないことは、誰でも承知しているところである」だけしか残らない。つまりく >が消える。一応ここではV²の修正を採用、従ってすべてを活かす。誰でもとは、アントニウスも、カエサルも、君たちも、の意。
- 665) induxit ut peteret: V本では欠落(Budé, Kasten)。D本で加えられた(Fedeli, SB)。「彼が立候補するようにと唆した」
- 666) promissum et receptum: 表現としてはVerr. II, 5, 139. 勿論、ヒスパニアにおける彼の奉仕に対する報酬としてである(75節)。
- 667) ad seque transtulit: まさしく10年間のコンスルに指名されたカエサルは、ドラベッラを自分が不在で職務の果たせないときの“consul suffectus”にしようとした(Gelzer, Caesar, 286, 182)。しかし彼は、長らくドラベッラと敵対関係にあったアントニウスによって、約束を破るようにさせられた。Syme, Hist. 29, 1980, 422-437. cos. suff.としてのドラベッラはRE. 141. 史料はBroughton, MRR. 2, 317.
- 668) 44年1月1日のこと。76, 99節参照。
- 669) cogimur: cogereとは、元老院への出席を促す通常の表現。Phil. 1, 6; 2, 76.
- 670) paratius: Cic. Rosc. Am. 72; Brut. 241.
- 671) アントニウスとするのは、Fuhrmann, Budé, SB. カエサルとするのは、Lacey.
- 672) hic: アントニウスのこと。下の方にhic bonus augurとある。
- 673) iratus: Fedeli, SB. irtus-V. mihi iratus-bnt. mihi iratus est-s. miratus-v.
- 674) proficisceretur: パルティア戦争に。戦争は長くなると予想されたので、カエサルは前以て2カ年の政務官を指名した。Att. 14, 6, 2; Dio. 43, 51, 1-2 etc.; Gelzer, Caesar, 287, 185.
- 675) consulem esse iussurum: このesseはconsulemに属するが、iussurumに関連するesseは略されている。
- 676) 「約束した」と同じ。fam. 9, 8, 1; Att. 9, 13, 4.
- 677) negant regem: negant-Fedeli, SB. negat-V. rexとは王、独裁者(MemmiusについてはSall. Iug. 31, 26. ScipioについてはLiv. 22, 19, 4. cf. カエサルはCic. off. 3, 83.)。
- 678) augur: Phil. 2, 4; 2, 6. アントニウスのaugur職については、Dettenhofer, 68ff.
- 679) impedire... vitiare: impedire-ne fierent, 一方vitiare-facta. その選出が無効とされた政務官は、vitio factusまたはvitosusであった。Phil. 3, 9. cf. 2, 84; OLD, 4. servatio de caeloはde Libero, 57, 23; 64; 58.
- 680) adseveravit: Dio. 38, 13(クロディウスのこと)。
- 681) quid enim?: = Budé, Fedeli, SB. enim est-V.
- 682) sacerdoti: auguratusのこと。
- 683) minus etc.: キケロは、選挙を無効とする手段としては、自分のコンスル職よりは、アウグル職を頼りにする点で(アントニウスはcos.であり、augurでもある)、アントニウスをアウグルの規則を知らないとして非難・嘲笑する。聖なる意思の徴たる鳥占いは、政治的な問題に関して、選ばれたauspiciamを直接augurではなく、政務官に示し、与えるべきものと考えられていた。augurには、国家のある役職が付与されているのではないし、homo privatusであり、如何なる国事においても独立した鳥占いを調べる資格もなかった。彼らは、ただ政務官に呼ばれたときにのみ観測し、解釈できた。彼らが意見を求められるのは、観測の後、その結果を政務官に報告する形をとることによる。
- 684) nos: augures. キケロ自身もaugurだったからである。83節参照(ad nostrum collegium)。
- 685) nuntiationem: Donat ad Ter. Ad. 547. Mommsen (StR. III, 107ff.) と Wissowa (531, 8) は、本来

- nuntiatio (OLD, 1) を augur に, obnuntiatio (不吉な徴の表明。OLD, 2b) を政務官に帰すものとしている。ob. et senatus の問題は, de Libero, 56ff. ; 58ff. しかし次に出くる 'augur auguri, consul consuli' (83節) は, augur にもこの時(44年) obnuntiatio の権利が与えられていたことを示唆している。
- 686) etiam... : これに加わるのは, 一人の政務官が, 他者に対して obnuntiatio できたからである。つまり彼が不吉な徴を注意したことを主張し, 議事進行を中止させえたのである。
- 687) spectationem: Budé, Fedeli, SB. spectationem-V¹. inspectionem-bnsv. ispectionem-V². ローマの高級政務官には, その職務にかかわる事柄に関して, 様々な現象や徴で以て告げてくれる最高神の意思を調べ, 報告する義務があった。この目的のため, augur が彼らに付けられていたのである。Augur には, 観察の結果を高官に報告することが課せられていた。しかしそれも, とくに天を観測し, 神の意思を告げることが彼らの仕事でなかったときでも, である。こういった augur の権限についての知識の欠けていたことについて, ここでキケロはアントニウスを^{けんせき}譴責している。アントニウスはキケロの同僚アウグルであるのに, その職務について知らないままだったからとするのである。困みに, augur には本来 spectio の権利はない。spectio, Fest. 446L (問題の多い文章。Denniston). de Libero, 57, 23.
- 688) hoc imperite: fecit に同じ。
- 689) prudentia: 聖法の知識。
- 690) multis ante mensibus: キケロの誇張。1月1日(80節)から3月15日まで, 何ヶ月も経っていない。
- 691) dixit se Dolabellae: n², Poggius, Budé, Fedeli, SB. dixit sed labellae-V. dixisse Dolabellae-D.
- 692) prohibiturum; comitia を政務官の spectio の権利を行使して止めさせるか, ...
- 693) id facturum: = ea vitiatum. 80, 83節。集会の進行を, augur の obnuntiatio diarium の権利によって, 突如天に現われた不吉な徴を表明して妨げるか, それで以て集会を無効にすること (impedire, vitare)。「為したように」(quod fecit) とは 82, 83節参照。
- 694) quid vitii: vitio とは, 不相当だと表明すること。宗教的な制度を嘲ることなしには, 不利な徴の出現は予測できない (obnuntiatio に基づいて前以て決定できない)。ただ与えられた日に, se servare de caelo を発表しようと決定することは可能である。
- 695) per leges: キケロは, lex Aelia と lex Fufia (160年頃) を廃棄した lex Clodia (58年) を考えているのであろう (Broughton, MRR, 2, 196; Cic. Red. Sen. 11; Har. Resp. 58; Sest. 33; 56; Vat. 18 etc. Benner, 51f.). 特に Cic. Sest. 33. 神意祈願と民会の問題点は, 1) 民会が「立法」のためのものか「選挙」の場合かの差, 2) lex Clodia の前後, それとも 44年の問題, そこにどのような変化があるか, それらを踏まえて検討するべきであるが(補遺, 後述), ここではキケロの演説に関わる点のみを考えるにとどめた。de Libero, 65. 諸説は 65, 63; 67; 74; 75; Benner, 242ff.
- 696) non comitiis habitis: habitis (habetis-t) comitiis-D. habitis は Cobet による。二通りの訳が可能。「comitia の行われる後でなく, 前に」(Budé, SB, Lacey) 「comitia の進展中でなく」 「comitia の終了する前に」 non... sed... つまり non の前にコンマをおくか, sed の前にコンマをおくかで, 訳も分かれる。
- 697) implicata: Cic. Vat. 3. 分詞 implicatus は, キケロでは頻用される。
- 698) itaque: = V, Budé, Fedeli, SB. atque-D.
- 699) illo die とは 44年1月1日, この日カエサルは, ドラベッラが彼のあとを継いで consul suffectus たるべきだと表明している。Idus Martias は 44年のカエサル暗殺の日のこと。
- 700) apparitor tam humilis, tam abiectus: apparitor とは, ローマの政務官や神官の自由な従者の一般的な用法。Liv. 2, 55 (quattuor et viginti lictores apparere consulibus). 広い意味では, scribae, lictores, viatores, praecones, accensi など指す。キケロはアントニウスがコンスルであるのに, 一従者のように下劣に振舞うのを非難する。自己の自立性, 自尊心を棄てて, すべての点でカエサルに従っているとして (Cic. fin. 5, 57)。

- 701) in aversam lecticam: aursam-V. adversam-bnstv. 56節以下。
- 702) inserens: =V, Budé, Fedeli, SB. inferens-bnstv. 「頭を差し込み」 「..突っ込んで」
- 703) venderet: =D, Budé, Fedeli, SB. videret-V.
- 704) ecce Dolabellae: コンスル選挙。以下の読みと解釈の難しきは諸注釈の示すところ。Lacey, Taylor に従って整理する。前241年の改革以降の comitia centuriata について記せば、歩兵は35のトリブスに分かれる。第一クラスは、各トリブスが iuniores の 1centuria と seniores の 1centuria を構成する。計70 centuria。投票順序は下記の通り。
- | | |
|---|-------|
| a) centuriata praerogativa, 第一クラスの iuniores から籤で選ばれた一つの c. | 1票 |
| b) 第一クラス, iuniores の 34c. seniores の 35c. equites の 12c. 工作隊の 1c. | 82票 |
| c) sex suffragia (Titius, Ramnes, Luceres の 6c.) | 6票 |
| d) 第二-五クラスの 100c. と兵士以外の 4c. | 104票 |
| | 計193票 |
- Staveley, 126f. ; 169ff.
- 705) sortitio: Liv. 24, 7. cf. 26, 6. 多分, comitia centuriata の改革 (B. C. 241) 以降のことであろう。Taylor, 91.
- 706) praerogativa: 第一に投票する権利。Taylor, 91ff. それ以下の投票に決定権をもった理由は、次の投票が行なわれる前に「公表」されたからである。籤との関連は、Staveley, 155f. なお籤一般については、Staveley, 230ff.
- 707) renuntiatur: Clark (Ox. Text), Fedeli, SB は削除。Garatoni. 問題点は Taylor, 153, 28. praerogativa の権利による投票の結果は公表される。Staveley, 178f.
- 708) ita: D本は欠落。
- 709) suffragia: =sex suffragia (OLD, 1c). Fest, 452L. Titius, Ramnes, Luceres の六個の古い centuria. Taylor, 84. Hirschfelder は suffragia の前に sex を加えるが、suffragia の後に equitum を加えるのは Mommsen, StR. III, 254f. cf. Denniston, 146ff.
- 710) secunda classis: ここに vocatur を加えるのは、V本。Kasten はこれを探る。
- 711) deinde (次いで) 以下。特に suff. と第二クラスを同じものとする形での写本の読み替えが、諸家によって行われている (Fuhrmann もこれに従う)。詳しくは Fedeli, App.
- 712) confectio negatio: 修辭的な誇張か? 第一クラス, 騎士, suffragia の 6票 (計89票) が一致すれば、あとはただ 8票が必要ただけである。しかも結果は「公表」されねばならなかった。
- 713) C. Laelius: 140年のコンスル。添え名は Sapiens. アフリカヌスの友人。de nat. deor. 3, 5. V本では C が欠落。
- 714) diceret: 主語の二人称は、全く不定代名詞というべきであり、我々の“一人”に相当する。
- 715) alio die: Cic. leg. 2, 31. これは augur によって使われる形式。不吉な前兆が現われ、選挙を続けるのを禁止するもの。もし不吉な徴が現われなかったら, dictio si silentium esse videbitur という間に対する彼の言葉は silentium esse videtur であり、別の間の dictio si aves addicant に対する答えは aves addicunt であった。すでに選挙の集会での投票は行われているが、まだ最終的な renuntiatio が行われていないから可能であった。
- 716) videras..senseris..audieras: videras は稲妻, senseris は辺りが完全に明るくないこと, また風の吹かないこと, audieras は雷を指す。Phil. 5, 8; 9.
- 717) neque enim: というのは、君は自分で何かさういった観測をしなければならなかったのに、たしかに 'te de caelo servasse' を表明しなかったからである。でなければ、alio die とは云えないはず。
- 718) Kal. Ian.: すでに 1月1日でも。79, 80節。
- 719) tua potius..calamitate: tua potius は Liv. 10, 40, 11. calamitate は付随状況の奪格。
- 720) eminentius es: eminentior は 88節参照。Phil. 3, 9; de div. 1, 29; Liv. 21, 63, 5.

- 721) *obstrinxisti religione: religio*とは、行動をストップさせる手段としてのタブーを表明することを認めるもの。また人が、神の報復を恐れることなくしては逃れ得ぬ「宗教的な義務」に結ばれていること。
- 722) *augur auguri: カエサルもそのメンバーの一人だった* (47?-44. Broughton, MRR, 2, 293.)。
- 723) *consul consuli: Caesari comitia habenti*. 選挙を主宰するカエサルに。しかし二人の同僚のもとでは本来*obnuntiatio*は行なわれなかった。アントニウスがそうしたのは、*consul*としてではなく*augur*としてだったのではなからうか。Clodiusの法では、コンスルは*obnuntiare* (不吉な徴の表明) はできない、と (685との矛盾。lex Clodia以前のもの?)。obn. は許されていた (Gell. 13, 15, 4) が、一般的ではなかったという解釈はどう考えたらよからうか (Suet. Iul. 20. obn. した同僚 cos. Bibulus. 但しこれを踏まえて出てくるのが Lex Clodia とすべきであろうか)。de Libero, 65.
- 724) *obnuntiasti: nuntiavisti - D. cf. Ernesti, 1393. Don. ad Ter. Ad. 547 (proprie obnuntiare dicuntur augures, cum aliquid mali omnis scaevumque viderint). obnuntiavit consuli* とは Sest. 79.
- 725) *deferantur: ドラベッラの選挙が有効かどうか、その決定がアウグル団の前に持ち出された*. Liv. 45, 12; Cic. leg. 2, 31. コンスルとしての彼の *acta* が有効とされるべきかどうかは、*augur* の規則によって決定されること。
- 726) *quam...voles: 113節 (quam...volent)* 参照。
- 727) *vitiosus: vitio creatus*. または *erit* とみるべきか。
- 728) *creatus: = Budé, Fedeli, SB. creatur - bns*. 「神意祈願に叶ったコンスルが生まれるのだ」
- 729) *augur eis verbis: = Budé, Fedeli, SB. auguris verbis - V*.
- 730) *si: Fedeli, SB. sed - nstv*.
- 731) *alio die: 83節, 注714* 参照。
- 732) *augur: = Vcb, Budé, Fedeli, SB. auguris - nstv*.
- 733) *rem unam pulcherrimam: 前方の multis rebus* (「数多くの業績」) に対するもの。unus と最上級, unam pul. は 7節 (56) をみよ。
- 734) *Lupercalia: 2月15日の祭り*. 山羊, 又は羊と犬を犠牲に捧げてローマのパラティヌス丘の西隅下にある洞窟ルペルカルでファウヌス神のために行なう祭り。始原は不明 (Ogilvie, Liv. 1, 5, 1-2)。Ovid. Fast. 2, 267-452; Plut. Rom. 21. このエピソードは Plut. Caes. 61; Ant. 12; Gelzer, Caesar, 297f. etc. Ulf の第三章。Wissowa, 209f.
- 735) キケロはこの表現で以て、アントニウスの戸惑いを示す。
- 736) *in porticu Minucia: circus Flaminius* にある。M. Minucius Rufus (cos. 110) の建設したもの。民衆の集まりに使用される。Vell. 2, 8, 3; Sest. 33. 次の注の *nausiet* を活かせば、Phil. 2, 63 にみられる事件と関係があろう。
- 737) *nausiet: = VD*. 諸本は *nauseet* (Budé. 「病でなければ」「気持ちが悪くなければ」). Fedeli, SB は共に削除。Cobet. 「吐き気を催すことがないよう」
- 738) *ut videam ubi rhetoris sit tanta merces [id est ubi campus Leontinus appareat] - Fedeli. ut videam [ubi...id est] ubi campus Leontinus appareat. - SB*. 全部を活かすのは Budé, Kasten (id est はない = D). 諸写本, 注釈は読み方が異なるが、読みの問題点は、Fedeli, App.; SB, App. に詳しい。後半を SB のように活かせば、レオンティニの土地がどのようにして支払われたか (登場したのか、手に入ったのか) (42節以下。この土地については 101節が重要)。
- 739) *toga purpurea: 緋色 (紫色)* は、王の色。最古期のローマの王は、紫と白の *trabea* をつけていた。カエサルは紫色のトガを付け (これが凱旋將軍のそれ (Plut. Ant. 12; Chr. Meier, 565) か、王のそれか) の問題があるが、ここは王のそれとみるべきか。Weinstock, 107-9; 270), それか、後のローマ皇帝に受け継がれた。カエサルの栄誉の様々は、Gelzer, Caesar, 257ff.

- 740) sella aurea: 多分黄金のはられた大理石の椅子。Suet. Iul. 76.
- 741) coronatus: カエサルの「月桂冠を終身かぶれる権利」というべきか。Suet. Iul. 45; 76. 「黄金の冠」と見る説もあり (Kraft, Chr. Meier), 花冠とする人もあるが, ここでは差し当り, ただ冠としておこう。cf. Dio. 43, 43, 1; 44, 6, 3. 黄金の冠 (Kraft, 20etc.), 月桂冠, 白リボンの王の印 (Alföldi, I (1985) 105 ff.) などの問題は別稿に譲ることにしたい。
- 742) in rostris: rostra は, フォルムにある演壇。その名称は, 338年に Antiates から獲得した, 壊れた船の舳先の飾られていたことに由来する。
- 743) escendis: ascendis-D. rostra の背後にある階段によって。Nic. Dam. (21) はこの状況を詳しく伝える。
- 744) Lupercus: SB の補。Fedeli にはない (Budé, Kasten にも)。二つの Luperci 団 (Fabiani, Quinctiales) に第三のもの Luperci Iulii が, カエサルのために加えられ, アントニウスはそのリーダーだった。Wissowa, 559f.; Ulf, 49ff.; Marbach, RE. 13, 2, 1832ff.
- 745) ita...ut: 限定的で, しかも譲歩的な ita...ut の用法。ita は sic とともに限定的に使われることもある。Plin. ep. 6, 7, 3etc. 3, 9, 19.
- 746) diadema: 白いリボンの付いた, 月桂樹の葉の小さなヘヤバンド。ヘレニズムの王の印。Nic. Dam. 21; Plut. Ant. 12. cf. Gesche. 7f.; 37; Alföldi, I (1985), 105ff.
- 747) abiectum: 道端やドブから拾ってきたものではないこと。Cic. ND. 2, 83.
- 748) meditatatum et cogitatum scelus: scelus と diadema とは同格の位置にある。二つの分詞は, Phil. 10, 6 にも見出だすことが出来る。
- 749) inponere: 未完了過去であること。App., Nic. においては, カエサルは Diadem を群衆の中に投げる, とする。結局彼は, それを Iuppiter Capitolinus にもって行かせた (Nic. Dam., Suet., Dio)。
- 750) reiciebat: recipiebat-bcn¹ (n²は訂正) s¹v. accipiebat -t. reciebat-s². Nicol.; Plut., Suet., App. らは, すべて, 繰り返された企てと記す。
- 751) regni: =D, Budé, Fedeli, SB. regi-V.
- 752) conlegam: =Fedeli, SB. collegam regni-nstv. Ernesti, 1393. Clark.
- 753) eumque quem...: =Budé, Fedeli, SB. eum quem-Vnst. eumque-v.
- 754) dominum: servus の相關句。Luc. 1, 665. このタイトルは, アウグストゥス, ティベリウスは拒否したが, ドミティアヌスが受け入れている。
- 755) ferre et pati: この両語は並記されることが多い。Phil. 12, 7etc.
- 756) supplex... abiciebas-Budé, Fedeli, SB. supex... eiciebas-V. obiciebas-n¹ (n²は訂正) sv.
- 757) servire <mu> s: =Roell, Budé, Fedeli. 但し Kasten, SB は D 本のまま (servires)。V 本は strvires. Fedeli ら (Budé も) は Roell によって一人称複数に。Phil. 8, 12 参照。
- 758) peteres とあるが, petere debes. 75 節の dimicaret (=dimicare debebat) をみよ。Cic. fin. 2, 35; Sull. 25.
- 759) Phil. 2, 44-47. 特にクリオとの関係を想起したい。
- 760) Dio. 44, 11, 3. cf. Nic. 21. または Phil. 2, 87 の populi iussu (本稿, 注 770)。
- 761) nudus: ルペルクスは祭りの際, 犠牲に捧げられた山羊の皮から作られたガードルの他に何もつけていなかった。これは, nudum esse ではなく, キケロの考えている Lupercus の習慣の中の contionari. Phil. 3, 12. cf. Dion. 1, 80; Iust. 43, 1, 7; Ulf, 67ff.
- 762) contionatus: contionari. contio から来た表現。民会 (民衆に対する) での演説。
- 763) stimulis fodiamus: =Vc, Budé, Fedeli, SB. fodiam-nstv (δ). 家畜が駆り立てられたり, 奴隷も, だらけ, ふさわしくない態度をとったとき, それで以て突き刺す? Plaut. Aul. 45; Cas. 447; Most. 57.
- 764) num exspectas: 家畜の如きアントニウスとは 30 節をみよ。Tusc. disp. 3, 35etc.
- 765) haec-haec oratio. この私の演説。君の恥を明らかにしたものの。

- 766) *summorum virorum*:ブルートゥス一派, 自由の解放者たちをさす。
- 767) *quid indignius quam vivere*: =V, Budé, Fedeli, SB. *nonne indignus tu tueri (tuere-t)-D*. キケロはこれを *indignissimum est vivere* に変えたかったのではなかろうか (Att. 16, 11, 2)。アッティクスは多分センテンスの疑問形を保つように彼に勧めたのであろう。別の所では (103節), 変化が行なわれている。 *vivere* については fam. 12, 4.
- 768) 動詞が三人称単数だから, ここは, カエサルであるのか, アントニウスなのか, 見解が分かれる。もっとも, どちらともとれる書き方をしたという説もある。86節からはアントニウスとみるべきかもしれないが, Gelzer, Caesar, 297f., 234はカエサルとみているようである (Chr. Meier, SBはアントニウス)。cf. Dio. 44, 11, 3.
- 769) *in fastis*:ローマの暦には, 祭りや催し物のリストと共に, さまざまな歴史的な注釈が含まれていた。たとえば4月24日には, 「Ti. Caesar togam virilem sumpsit.」等。Cic. ad Brut. 1, 15, 8には Brutus のことが。cf. Hor. carm. 3, 17, 4.
- 770) *populi iussu*:注760参照。「許可」「望み」とすることも。
- 771) *regnum*:「王の印」というより, ストレートに「王位」「王権」を意味する語か。
- 772) 「平和なときが, 君の気力を削いでてくることを」「君には平和なときが不気味であり」という訳にも一理ある。
- 773) *urbs*:公的な生活 (Lacey)。また *minime miror* とは, ただあらゆる既成秩序の崩壊によって, 君はこのような極悪な犯罪から逃れることが出来るから, というのである。
- 774) *de die*: of the day, beginning early in the day (104節 = *ab hora tertia*) の意。「日の出るときから」という訳も可能。cf. Catul. 47, 5. 一方, *in diem* は, for the day, till dawn の意。「一日中」という訳も可能。cf. Liv. 22, 39, 13. 但し *de* のないのは V 本。 *ad diem* - Arusian (Keil, 7, 468)
- 775) *latronibus* は 62 節参照。 *bibere*: = Badham, Budé, Fedeli, SB. *vivere* は諸刊本。SB, HS. 283.
- 776) *in legibus et in iudiciis*: Phil. 1, 19-26.
- 777) *in te*: 1) 対格, 相対するかぎり。2) 奪格, 力の及ぶ範囲で。ここでは後者をとる。
- 778) 主人 (*dominus*) の奴隷に対する関係を指す。
- 779) *Tarquinius*: 伝承では, 509年。26節, 114節参照。
- 780) *Sp. Cassius Vicellinus* は Phil. 2, 114. RE. 3, 1749-1753. *Sp. Maelius* は Phil. 2, 114. RE. 14, [1928] 239-244. *M. Manlius Capitolinus* は Phil. 1, 32. 同じく 2, 114 で繰り返される。RE. 14, 2 [1930] 1567-1174.
- 781) *fas*: 神の法の下に許されること, 道徳的に正しいこと。従って *non fas* とはそれに反すること。 *rex Romae* が強調されている。 *quod fas non est* - Campe, Fedeli, SB. 但し Halm, Budé, Kasten, Fuhrmann は, この文章を削る。「神にも人にも忌まわしいことに」 (Lacey)。
- 782) *de quibus [rebus] Idibus...*: *de quibus* - V, Budé, Fedeli. *de quibus rebus* - D. *rebus* は Halm. SB は *rebus* を削除しない。ドラベッラのコンスル選出の件。
- 783) *ementitis*: = Budé, Fedeli, SB. *mentitis* - V. 83節 (720) 参照。Phil. 3, 9. 受身の問題では 85節 (748)。
- 784) *necesse erat*: 元老院もしくは, アウグル団の同僚が, *obnuntiatio* を無効と表明するまで。
- 785) 「運命の女神は, 国家のために...」という訳も可能。 *fortuna* - D, 諸刊本。 *fortunae* - V.
- 786) *sustulit illum diem*: *diem* とは Kraffert (Fedeli, SB). *tollere diem (senatus)* とはテクニカルターム。Cic. de leg. 2, 40. ただ *sustulit* には皮肉が籠められている (Lacey)。元老院が日々の業務を行なうのを妨げる, とは, アントニウスが3月17日の元老院の集会で反対を止めたため, *num* (*no* という答えを期待している) というのは皮肉か? カエサルに関する限り, 3月15日の業務は, その死によって突然中断された。
- 787) *tuum de auspiciis iudicium*: *tuum* は D 本。 *tum* とは, V 本。「判断, 判定を押しやる」としたが, 「しかしカエサルの死が, 君の判定にも影響したのではないか?」 (Kasten)。アントニウスは, 3月17日

- にドラベッラのコンスル選出に対する自分の反対を撤回している。カエサルの死は、君が不吉と表明したそのausp.を吉にすることが出来なかった、それでも直ちに、君はドラベッラに対する君の異議を撤回したのである、と。
- 788) id tempus:カエサル暗殺後の諸事件。eis rebus=アントニウスが暗殺前に言及している。
- 789) ingressa erat:=Budé,Kasten,Fedeli(諸本も)「行われた」.ingressura erat-SB「行われようとした」.後者を採る。SB.App.385では、eis rebusとは何であるかを問い、1)それはausp.の問題ではなく、2)キケロはこのPhil.では、それを思い出しているのでもない。3)カエサル死後の時期におけるアントニウスの行為であること、従って未来形に。
- 790) praeventendum est:praeventendum-V,Budé,Fedeli,SB.praetereundum-D.Cic.div.1,10. また est-V,Fedeli,SB.si-t.non est-v,non sit-bcn.est non sit-s.
- 791) カエサルの死,それに続く時期のアントニウスの態度に関して、キケロは当演説では以下で詳しく述べる。そこで、もはやアウスキピウムとその有効性についての説明は止めている。というのは、特にそのようなことは、次に起こる事件によって現実的・積極的な意味を失い、さらに批判して行く対象ではなくなるからであろう。
- 792) 彼の家への逃亡はPlut. Ant. 14; Brut. 18; Dio. 44, 22, 2; App. 2, 118など。Dio., Plut.によれば、アントニウスはカエサル暗殺を知るや、コンスルの正式の衣装を脱ぎ捨てて、召使(奴隷)の衣装をまとい(Plut.),友人・同僚として最もカエサルの身近にいた自分の生命の危険を心配した。Dio.によれば、共謀者の何人かが、カエサル暗殺後、同じくアントニウスを殺す意図のあることを気付かせたらしい。ただブルトウスによってそれは思い止まらされた。この人は、一タイラントの暗殺が、その友人や支持者の暗殺によって汚されるのを見たくなかったのである。cf. Becht, 12.
- 793) beneficio eorum:good offices.34節参照。si sanus essesは、si bene de re publica sentire velles.
- 794) auguria:Phil.2,37;39;fam.6,6,3-12.
- 795) dicebam:それは、カエサル殺害の夕刻のことであった。共謀者たちが、身の安全のためにカピトルの丘に引き上げたからである。キケロはそこに赴き、今後の措置について彼らと話し合おうとした。Att. 14, 10, 1; 14, 14, 2. cf. Becht, 15f.
- 796) irent redirent:後者は「再び、新たに行く」。78節との相違。アントニウスと相談・歓談するため。
- 797) illo die:postero.44年3月15日と16日のこと。
- 798) post diem tertium:「3日目後」ではなく、「その後3日経って」、従って3日目、正しくは2日経って。3月17日はLiberaliaの祭りの日。Att. 14, 14, 2.
- 799) Telluris:Tellus神殿。アントニウスが購入したポンペイウスの家(Phil.2,68)の近くにある神殿。彼は、恐怖のため(App.2,126)、家の近くの神殿に元老院を召集した。このような事例はキケロにも見られる(Iuppiter Stator神殿。Catil.1,11;Plut.Cic.16)。このTellus神殿の会合は、Phil.1,1;Dio.44,26;46,28;Plut. Brut. 19:Ant. 14.
- 800) 武器を持った兵士:騎兵長官レピドゥスのそれ(但しBecht,21,1はこのところはレピドゥスの兵士ではないとする。cf.76f.)。キケロは演説をしている。Dio.44,23-33.cf.Plut.Cic.42.
- 801) dies ille:=Fedeli,SB.dis ille-V.ille dies-d,corr.ç.ここに疑問詞を付けるのはKasten,Fedeli.感嘆符はBudé,SB.qui tibi diesは、107節にもある。
- 802) subito exstitisti:9月1日、その前日ローマに戻ってきたキケロが元老院に出席しないのを知り、アントニウスは、来ないならば、家を壊すぞと脅かした。Phil.1,12;5,19.
- 803) tibi invideris:キケロの言うのは、アントニウスが突然の政策の変更により、3月17日にキケロの示した大赦を擁護することで勝ち得た自分の名声に嫉妬をいだいたと皮肉を言っている、と。これが普通の読みであるが、嫉妬を抱いたというのは、このままでは問題である。「妙な気持ちを抱いた」「くだくだ(ブツブツ)言う」「自分で自分の行方を遮った」「すべてを棒に振った」など苦心の訳がある。
- 804) puerum:アントニウスの子供が、レピドゥスの子供と共に、カピトルの丘の共謀者たちの所に人質と

- してやられたことを指す。Weigel, 46f.
- 805) *nobilem*, *M. Bambalioni*: *M. Fulvius Bambalio*は, *Fuvia*の父。アントニウスの息子は, 彼のおかげで *nobilis* とされるが, ここは皮肉。一般に信じられているところでは, *nobilis* の *Tuditanus* と *コン* *トラスト* をなす。Phil. 3, 16. レピドゥスの息子が言及されていないことに注意。
- 806) *Cic. off.* 2, 23.
- 807) *audacia*: この表現は道義性の欠如を暗示している。アントニウスを非難するときの常套句。
- 808) *multi* を加えるのは, *SB. allii? cf. 2, 92. te <multi> putabant.*
- 809) *optimum. . putabant*: 好意を感じる。素晴らしい人(愛国者)だと思った。名声とも。
- 810) *funeri*: 3月19日乃至20日のこと。Phil. 1, 5.
- 811) *si illud funus fuit*: Phil. 1, 5(関連の拙注28参照)。キケロはそれを葬儀と呼ぶのにためらいを感じている。Weinstock, 350ff.
- 812) *funeri tyranni, si illud funus fuit, sceleratissime praeuisti-V², Budé, Fedeli, SB. tyranni illius sceleratissimi praeuisti-D. Tyranni et sceleratissimi (Sest. 131).*
- 813) *laudatio* とは *laudatio Caesaris. miseratio. Att. 14, 10, 1 = Becht, 87.* キケロは演説を聞き (Att. 15, 20, 2), その後, それを読んでいる (Att. 14, 11, 1)。
- 814) *cohortatio*: カエサル暗殺者に対して。
- 815) *tu tu*: Phil. 2, 53 をみよ。スエトニウスによれば (Iul. 84), アントニウスは自分自身についてはほんの少々喋っただけであったが, キケロのコメントは Att. 14, 10, 1 及び後の歴史家に支持されている。
- 816) *semustilatus*: 半ば焼かれ。この語の正確さは Att. 14, 10, 1. カエサルは, 火葬の榮譽を受けなかった? *Mil. 12 (33). Plut. Brut. 20. Tiberius* の遺体の半焼き云々は *Suet. Tib. 75.* ここでは *semust.* と *cremt.* (火葬) とは区別されている。
- 817) *Bellienus*: 多分, Att. 8, 15, 2 に述べられているポンペイウス派の人(不確か)。
- 818) *perditorum hominum*: -D, Budé, Kasten, Fedeli. *perditorum-V, SB.*
- 819) *quasi fuligine abstersa*: *Sen. ep. 94; Plaut. Poen. 5, 4, 23; 5, 2, 9.* 葬儀の日に悪業から身を浄めることで, あらゆる素晴らしい法を通したという意味か。
- 820) Phil. 1, 1ff.
- 821) *cuius*: =V, Budé, Fedeli, SB. *cui-c. cuiusquam-nt. cuiusque-sv.* なお *benefici* とは, 多分ローマ市民権の付与。92節に *immunitates* に続いて市民権付与を。
- 822) *tabula*: 議決や法令を記す青銅板。それらは, カピトルの丘や公的な場所に掲げられたり, 打ち付けられたりした(92節. *toto Capitolio tabulae figebantur*)。その後, 記録保存所(*tabularium*)に保管された。
- 823) *ne qua*: Phil. 1, 3(注16)。動議は *Sulpicius* が提出し, アントニウスはそれに賛成しただけ。キケロの考えるところでは, これらの処置自身は優れていたとはいえ, 法の正式な形式を踏まない点, 民衆には拘束力がなかったし, 従って後に再規定されねばならなかったとしている (Phil. 5, 10)。
- 824) この点は, Phil. 1, 3(拙稿注18); 5, 10; Dio. 44, 51. cf. Phil. 2, 115. Becht, 42f.; Gelzer, Cicero, 328, 41; 42.
- 825) 「来るべき(予想されるべき)d.」とする人もあるが。
- 826) *omnem*: =Fedeli, SB. *omen nomen-V. omne nomen-Muretus, Kasten, Budé. omnem-D. nomen* (独裁官職の)「名称」を活かす論者もある。
- 827) *ut eius omnem propter proximum dictatorem metum tolleres-Fedeli.* 一方 *propter proximum dictatorem* を削除するのは SB(「その(君主政の)あらゆる恐怖を取り除こう」と)。 *proximum dictatoris-V* (寫本について, V とするか D とするかで, 現行刊本の, Fedeli, Kasten と Budé, SB では読みの差あり。前者に従う), Budé. *proximi dictatoris-Muretus. tolleres metum-nstv. ut eius omen [propter] proximum dictatoris metum tolleres-Madvig. ut propter metum eius, omnino*

- nomen proximum dictatoris tollerēs-Mac Kay. eiusはdictaturaeであり、regniではないとするのも、一説。
- 828) dissimilis esse-Fedeli. esse dissimilis-D, Budé, SB.
- 829) toto Capitolio: エピテル神殿の中も、その周りも。toto foro(85節)を想起せよ。
- 830) 諸写本(VDともに)はveniebantとあるが、venibantと読むべきであろう(Heusinger, Budé, Kasten, Fedeli, SB)。Cf. Att. 5, 20, 5 etc. populis universis-Budé, Fedeli. populis suis-V. 97節。
- 831) provinciis totis: Phil. 1, 24; 3, 30; 5, 12; 7, 15. cf. 2, 35(注280)。キケロの誇張。アントニウスは一属州シシリーに。
- 832) Budé版はhaecを「このような悪習」とし、Fuhrmannも「不都合な状態」「こういったやり方」と。
- 833) nundinis: 35節参照。
- 834) ad Opis: ad aedem Opis. 35節をみよ。
- 835) この額は、カエサルがパルティア戦争のために集めたものか? Phil. 5, 15.
- 836) pecuniae: 属格。前の方のtabulaeに懸かる。
- 837) funestae: 民衆の苦悩と引き替えに生まれた金子ゆえ。Phil. 1, 17.
- 838) tributis: 「税が節約できたであろう」とも。ローマ市民には、前167年以降tributumが免除されていた。もっとも必要があれば、再び課すことも可能だった。キケロは、ここで、そういった必要性を認めていることを示す。事実、43年には再課税されている(市民の財産の千分の一)。戦争の勝利によって国庫が豊かになった時は、お金は度々返されているが、それはローンと見なされた。
- 839) この節、ここまでを削除するのはSBであり、2, 96のあとにおくべしとするのである。
- 840) a tuis: a tuis-Faernus, Budé, Fedeli, SB. ad vis-V. まず妻のFulviaが念頭にある。仲間から購入された(仲間によって売りに出された)か、仲間によって購入されたのか、前者を採る。「もの」というより「特典」「愛顧」とも。
- 841) in[i]sciente[s]: iniscientes te-V. 但しPoggiusの修正にFedeli, SBは従う。
- 842) Deiotaro: デヨタロス、ガラテアの四分王。多くのローマの将軍を援けた(Sulla, Lucullus, Pompeius)が、ポンペイウスからアルメニアの土地を報奨として与えられ、王の称号も付与された。更にキリキアのキケロを支持し(fam. 15, 1-6; 2, 2), 49年にはポンペイウスを支持。カエサルに罰され(94節)、領土を失う(95節)。カエサル暗殺に加担したとの嫌疑は、キケロの弁護で晴れる。カエサル死後は、44年4月、彼の使節の一人、Hierasが、Fulviaを通して、千万セステルティウスでうまく王国を返還してもらえた。この取扱い、Pansaを憤慨させ(Att. 14, 19, 2)、キケロの憤りも招いた(Deiotari nostri causa non similis? Dignus ille quidem omni regno, sed non per Fulviam. Att. 14, 12, 1. 4月22日)。それでもDeiotarosは勝手に制裁を加え、所有地を取り戻した。契約を無効にした、とキケロはいう。
- 843) in ipso dolore: 76節参照(ex ipso cursu)。デヨタロスの憤りとすることも可能。またipsoは、doloreを強めるだけであって、「極めて」「大層」とすることもできる。
- 844) posset-Poggius, Budé, Fedeli, SB. posse-V.
- 845) ut...ut: aequae utというのをキケロは知らないから、utはet、もしくはautか。
- 846) Massiliensibus: カエサルの部将TreboniusとD. Brutusが、49年、ポンペイウス側についていたMassiliaを占領した。この勝利は、Caes. b. c. 2, 1-16. Massiliaの処置は、Cic. off. 2, 27f. cf. Phil. 8, 18 f.; 13, 32; Vell. 2, 50, 3.
- 847) praesens: カエサルは47年の小アジア遠征の間(ファルナケスを破った後)、デヨタロスに会っている。一時この人の客であったと思われる(Deiot. 8)が、その時彼を非難している。近く——直接、遠く——人を介して、とした。
- 848) aequi boni: 公平な取扱い。Plaut. Curc. 65. copulaのない場合も、ある場合もある。
- 849) impe <t> ravit: Poggius, Budé, Fedeli, SBは、impetravit. imperavitとは、V.

- 850) factus est grat <ios> us: factum est gratus とは V. factus est gratus とは Poggius. 訂正は, Ubaldinus. それを踏まえて, Budé, Fedeli, SB. pass. と act. と, 両方の意味がある。「死んだカエサルに可愛がられることになった」と「カエサルに愛顧(好意)を示す」と。
- 851) compellarat: = Budé, Fedeli, SB. compellerat-V. Poggiusの修正による。Phil. 3, 17. ゼラの合戦の後, カエサルはデヨタロスのもとに滞在したが, カエサル暗殺を目論んだのはこの時のこと。
- 852) computarat: キケロではここだけ。どれだけのものを彼が必要とするのか, またデヨタロスがどれだけ供給できるかを計算した。ファルサロス後, デヨタロスも他のポンペイウス派の人のようにカエサルの寛恕を請わねばならなかった(Dio. 12, 63, 2; b. Alex. 34, 1)。
- 853) impetrarat: = V, Clark, Budé, Kasten. imperarat-Poggius. 但し, Fedeli, SBは削除。
- 854) in eius tetra <r> chia <u> num: tetrechianum-V. tetrarchiam-Poggius (Faernusが修正). Galatia 四分王のこと。直訳は「四分王国の中に配置し」で, 「ガラテアのD.の王国の中の四分王国を与え」「四分王国の王<の一人>にしてしまい」の意。unumとはMithridates Pergamenus. 彼はアレクサンドリア戦役で援助しており, そのためカエサルは, 王の称号と共に, ガラティアの四分王に任じている。Dio. 42, 48; b. Alex. 78. ただin eius T. は曖昧, de Div. 2, 79の方が正確か。cf. b. Alex. 67. Strab. 12, 5, 1-2. Denniston, 157f.
- 855) a senatu datam: Budé, Fedeli, SB. asetudatamとは, V. その修正がPoggius. Caes. b. c. 2, 79.
- 856) Armeniam: カエサルは, アルメニアの一部(小アルメニア)を, カップドキアのアリオバルザネスに与えている(93節)。de Div. 2, 79; b. Alex. 67; Strab. 12, 3, 13.
- 857) verbis: = V, Budé, Fedeli, SB. ursibus-V. (それをふまえてversibus-Schöll) Poggiusによる修正に基づく。
- 858) aequum sibi videri: = Budé, Fedeli, SB (Poggius). ea cum sivi videri-V.
- 859) comple <xio> : = Budé, Kasten, Fedeli, SB (Poggius). compleat-V.
- 860) nunquam-Poggius, Fedeli, SB. umquam-V.
- 861) そういう人はキケロの他にもいた。M. Brutusは, デヨタロスのために47年, ビテュニアのNicaeaにおいてカエサルの前で弁護した(Att. 14, 1, 2)。
- 862) legatos: 彼らの名前はCic. Deiot (41)に登場する。Hieras, Blesamius, Antigonos, Dorylaosなど。
- 863) sine nostra: = Muretus, Budé. Fedeli, SB. sinistra-V. sine sua-Poggius. sine Sexti-Ferrarius.
- 864) sententia: = Fedeli, SB. 欠落はV¹(V²で付加)
- 865) in gynaeicio: Fulviaの部屋。Att. 14, 12, 1. gyneceo-Poggius (Halmが修正). gynaeico et-V.
- 866) facta... est: estはHalm. et-V.
- 867) quid sis acturus: 君がそれを放棄してしまうか, それとも法廷に訴えるべきか, そしてこうして示された支払い金を調達しないかどうかである。
- 868) meditere censeo: utがあるべきか? Catil. 4, 13; Verr. 2, 5, 174; Sall. Cat. 52, 26.
- 869) quae: = V², Budé, Fedeli, SB. qui-V¹.
- 870) iure: Poggius, Budé, Fedeli, SB. iureis-V. iure consultusとは, 法の知識のある人のことで, それは権威ある人でもある。
- 871) ne iste quidem: 多分よく知られたSextus Clodius (Cielius)のこと(2, 8(71))。Sex. Clodiusが自分の法律を作成しようとした(Phil. 2, 42f.). Phil. 1, 3; 2, 9は, 別人。
- 872) dicet: = Halm, Fedeli, SB. dicit-V.
- 873) suum sibi: eiではないこと。
- 874) venderes: = Budé, Fedeli. Vはvendere. Poggiusにしたがう。
- 875) auctorem: actorem (Koch, Budé, Kasten, SB) 「実行者」ではなく, auctorem (V, Fedeli) 「指図した人」をとる。勿論, Caesarを指す。Phil. 13, 2.
- 876) OLD. libellus, Nr. 5. 「入場券」か, 「プログラム」か。演技の題目及び登場する検闘士の名前も含ん

だ劇場の切符。

- 877) *institores*: = Pantagathus, Fedeli, SB. *imitatores* (*mittatores*-t) - 諸刊本 (VD).
- 878) 富の巨額さの譬え。Hor. Sat. 1, 1, 96.
- 879) 「運命の女神」も然り。
- 880) *nuper*: et *nuper*-V.
- 881) *vectigalibus liberantur*: D本では *vectigalibus* は欠落。そもそもクレタは, Q. Caecilius Metellus によって征服され, 67年にキュレネと共にローマの属州になっている。
- 882) *post M. Brutum pro consule*: *pro consule* は, 奪格が主格のように使用される。Provinciaから帰ってきたのち。Brutusの *pro consul* 職については議論百出。多分, 彼の穀物供給委員のポストがそれにあたると想定される。Clarke, 48. 但し, その後は *provincia* は存在せずというのは誇張 (Phil. 1, 24)。Lacey訳の「M. Brutus以降, そこにはプロコンスルはおらず..」とするのはどうか?
- 883) *tabula est*: = Budé, Fedeli, SB. *tabulas*-V¹ (V²は修正)。
- 884) *mentis*: = V¹, Budé, Fedeli, SB. *mentis es*-bcst V². *es* のないのは, 110節。
- 885) カエサルは, まず Brutus にマケドニアを委ねようとしたが, 死後, 元老院によって, アシアに, 次いでクレタに替えられたということになっている。Brutus がこの属州と全く関係なかったときに, クレタは Brutus の長官職後, 属州ではなくなるということ, カサルが決め得たことは思えない。
- 886) *defuerit*: = D, Budé, Fedeli, SB. *defuit*-V. 「アントニウスは売却の準備をしていたが, 一言で言えば, 買い手は誰もいなかった。」
- 887) *de exsulibus legem*: Phil. 5, 11.
- 888) *quam fixisti*: プラス *ut a Caesare latam*. Suet. Iul. 28. アントニウスが護民官として通した (56節) 法ではない。
- 889) *nullius*: *nemo* の属格として使用される。
- 890) *dissimilem*: 彼らの多くは, 政治的な理由で亡命していた。ところがアントニウスは, 犯罪人を呼び戻したのである。App. b. c. 2, 107. 45年。
- 891) *iudicarit*: = Budé, Fedeli, SB. *iudicavit*-c. *iudicaverit*-nstv.
- 892) *reditus inquinatos*: = VD. *inquinatos* を *aequatos* とは Camerarius, *exaequatos* とは Weber. 亡命からの帰還をカエサルは何人かに許したのだが, 特にカエサルがそのような特権適用の値打ちなしと思ったアントニウスの無差別の亡命取り消しで汚されてしまった。
- 893) *non reliquis idem*: = Budé, Fedeli, SB. *reliquis non idem*-bcst. *reliquis idem non*-nv.
- 894) *calamitate sunt*: Faernus, Budé, Fedeli, SB. *calamitates at*-V. *calamitate fuerint*-D.
- 895) *simili*: = V, Budé, Fedeli, SB. *simili non* (*non* は *t* では欠落)-D.
- 896) 伯父とは, 56節以下をみよ。護民官としてのアントニウスは, この人の帰還を拒んだことがある。但し 45年カエサルによって帰還させられたらしい。42年にはケンソルになっている? この件はそれ以外には知られていない。
- 897) *comitia*: *comitia centuriata*. コンスルとしてのアントニウスによって開催されたと思われる。
- 898) *an quia*: = D, Budé, Fedeli, SB. *aut qua*-V.
- 899) 左側の雷。その際は, 如何なる民会も開催されない。ローマ人は, 鳥占いの場合, 南を眺める, 従って西側, 太陽の沈む方向, 不吉な徴は, 右側に現われる。従って彼らには, *dextrum* が不吉を意味する。一方, *sinistrum* は吉兆。ところが, ギリシア人は, 北をみて占うため, 右が吉兆, 左が凶兆。キケロは, ギリシア式を採用しているというべきか。もっとも別に一説あって, 雷は, それ自体集会をしてはならない徴である, と。Phil. 2, 44ff.; 81; 88ff.; de Div. 2, 42; 2, 74; Vat. 20; Phil. 5, 7; Tac. Hist. 1, 18; Dio. 38, 13, 4; Mommsen. StR. I, 80; Wissowa, 533. tr. pl. (*qui de caelo spectaverat*) *nuntiabat* として, 護民官も *spectio* の権利をもつ (というよりは, コンスル, ケンソルに対して *obnuntiatio* 出来るとも) とは, Mommsen, I, 113, 3. *Spectio* を含めた政務官の権限すべてに拒否権を

- 行使できた、と言うべきであろうか。
- 900) tuorum: interestが付くはず。人間の属格と、所有代名詞の女性単数奪格とで構成される (tua interest)。Att. 14, 16, 3. 具体的には79節以下。
- 901) fis: =V, Budé, Fedeli, SB. sis-D.
- 902) 七人委員。カエサルのヴェテラン、ときには市民に、土地を分配するために設けられたもの。ここではアントニウスと、その弟とドラベッラが、自分の仲間にイタリアの土地を分配するために設置。ここに言われている状況は、詳しくは不明。Phil. 5, 7; 6, 44; 8, 26: 11, 13; 12, 20; 23. 但し、伯父のアントニウスは最初一員としてその名前が提示されたが、後にその資格なしとして省かれている。
- 903) Phil. 11, 13に述べられるNucula若しくはLento Caesnniusであると推定される。この二人は、ドラベッラ、アントニウスと並んで、七人委員の成員だったからでもある。
- 904) cui: =Madvig, Budé, Fedeli, SB. 「仲裁人」cum-V. quem-D.
- 905) 大いなる皮肉が籠められている。「生命が安全のままでは、反対(はねつけることは)できないのではないか」「生命を賭けることなければ、この人(仲裁人)をはねつけることが出来ないのではないかと」。
- 906) ulla in te pietas. . . : =D, Budé, Fedeli, SB. nulla in te-V. in te ulla-ns. pietasは、ここでは親(長老、目上)に対する子(目下の者etc)の親愛の情。
- 907) filiam: Antoniaのこと。アントニウスの第二の妻。その結婚の年は不明。47年のアントニウスとドラベッラの不和の原因として彼女の不貞が想像されるとするのは、Plut. Ant. 9. この年の離婚は、彼の伯父の呼び戻しをアントニウスが拒否したことによる。Drumann, 396.
- 908) sororia: 正確には、soror patruelis. いとこ。但しfrater=いとこ、とはAtt. 1, 5, 1. consobrinusとはいとこから来る言葉であり、正しくは、母の姉妹の子供であるが、一般に(実の)いとこ一般を指す。OLD, soror, 1c. eiecisti- 「追い出す」=exegit(69節)。
- 909) alia condicione quaesita et ante perspecta: prospecta-Graevius. 彼が、すでにFulviaとわりない関係にあったこと(58年から)を指す。48節参照。perspectaには「性的な交渉」が含意されている。codicioは、match, partieの意。
- 910) Kalendis Ianuariis: 44年1月1日。このとき、アントニウスはドラベッラのコンスル選出を妨害する意思を示した。79節以下。
- 911) sedente patruo: C. Antoniusは、44年以前(45年か)に、カエサルによって亡命から帰還させられた。実は48年には、彼の甥アントニウスは、呼び戻しに反対したのだが。56節参照。sedenteは、adesseのあまり使用されない分詞。
- 912) stuprum: キケロはアントニウスをpudicissima feminaと呼んでいるが、はっきりした理由がなかったので、アントニウスは、満場溢れる元老院で不貞行為を^{けんせき}譴責する迄にはいたらなかった、とする説もある(Drumann)。
- 913) an improbior qui in Dolabellam: Dolabellam ducem-Cus. 非難は、必ずしもドラベッラの性格にふさわしい、厳しいものではなかった。ドラベッラの不品行さは知れ渡っていたからである。彼はキケロの娘Tulliaと50年に結婚したが、46年に離婚している。Caeliusは、婚約の時キケロに手紙して、ドラベッラが青春の愚かさから脱して大人になることを望んでいる。キケロとTulliaとが彼を変えるだろう、と(fam. 8, 13, 1)。キケロは、彼の不品行を、慎重で弁明的な言葉で述べているが、Metellaと彼の策謀についてははっきり記している(Att. 11, 23, 3)。Phil. 11, 9.
- 914) dixeris: センテンスの最後におかれたこの言葉は、心理的には、senatu, Dolabellam, andienteの後にも補られるべきもの。邦訳では「図々しさ」「卑劣さ」「不潔さ」「残忍さ」の後にあたる。アントニウスの恥知らずさを、4つの事例を挙げて強調するのである。
- 915) 97節参照。この100節全体については、Att. 16, 16C, 11. cf. Denniston, 160f.
- 916) quae egisse: =Budé, Fedeli, SB. cesarem egisse-ntv. quaeque gessisse-V.

- 917) *ista*:君のこれらの*acta*.
- 918) *quo auctore*:*Phil. 1, 16. cf. 2, 35; 1, 24; 5, 11*.「どのような証人によって持ち出される」「誰の責任でそれらが生み出される」「誰がその生産をけしかける」などの訳も可能。
- 919) *ut ex*:=*D, Budé, Fedeli, SB. V*には欠落。*ex*は*Muretus*.6月1日については, *Phil. 1, 6*.
- 920) *cognosceretis: consilium*のリーダーはアントニウスとドラベッラ。どんな委員会かは, *Att. 16, 16C, 12*.しかし, 少なくともアントニウスの姿勢・行動には同意しない。
- 921) 取り決める。この元老院決議に関しては, キケロが*Capito*に宛てて書いている。*Att. 16, 16C*.そこには, 6月1日にこの点が決定されるべきことが, また6月2日に決められるべき法がそれに加えられたことも記されている。その法によれば, カエサルが実際に定め, 取り決めたことについての決定はコンスルたちにふさわしいことだとされている。
- 922) *convocasti*:=*V, Budé, Fedeli. advocasti-D, SB. Att. 16, 16C, 11*.委員会が少なくとも一回はあったことは確か。*cf. 16, 16F, 18*.
- 923) *peragratis*:アントニウスは, 4月にローマを離れ, 自分の味方になるヴェテランを獲得しようとして, 植民市を度々巡回した。*Att. 14, 21, 2(5月11日). cf. Att. 14, 22, 2*.
- 924) キケロは, アントニウスが町の中の武装者(カエサルのヴェテラン)の数の充分になるまで問題を引き伸ばしていたことを暗示しようとする。そうなれば, もう誰も彼の提案に反対できないだろうからというのである。
- 925) *mense Aprili atque Maio*:*Maio*は, 後で付加されたものか。単数の*mense*であること。アントニウスは4月22日から27日の間, 多分25日にローマを去り, 5月18日から21日の間に帰ってきたのであろう。*Drumann, 428*.
- 926) *praeclaram... percursionem*:二つのアントニウスの農業関係立法が問題となる。第1は, *lex Antonia Cornelia de coloniis in agros deducendis*, 両コンスルにより4月24日(頃?)提出(*Becht, 51*)。Acta Caesaris(ヴェテランにカエサルの約束したもの)を批准したもので, キケロも反対できない(5, 10)。この法をアントニウスの立法についての非難から除外する。*Botermann, 19f.; 64f.; 76*.第2は*lex Antonia Cornelia agraria*.6月(正確な期日は不明)。*Botermann, 64ff*.ヴェテランをもっと結びつけるための一層包括的なもの。それは, イタリアの公有地を可能なかぎり分配すること(5, 7)。この法は, 多分6月2日の属州関係法と同時に通過したと思われる(*Phil. 5, 7-10*)。Sternkopf, 146ff.
- 927) *Capuam*:*Capua*はカエサルによって, 老兵の植民市として(*Suet. Iul. 20; Vell. 2, 44; MRR, 2, 188f.; Gelzer, Caesar, 65; 67; 72ff.*), その後継者オクタウィアヌスに属していた。彼は, その後アントニウスに対するために植民者を召集した(*evocati*若しくは*vocati*と呼ばれる。*Dio. 45, 12*)。アントニウスのお陰でその土地に関係を持った人たちが, 彼の相手のまわりに集結した(*Botermann, 42f. etc. Dio. 50, 6*)。アントニウスがカプアに到着したのは5月4日以前のこと(*Att. 14, 17, 2=5月3日*)。
- 928) *coloniam:bcnst*には欠落。*coloniam deducere*は, 「*septemviri agri adsignandi*」の一員として。
- 929) *illinc abieris: Faernus*の修正に従う(*Budé, Kasten, Fedeli*)。illim(illam-V²)cauieris-V.illam adieris-bcnsv, illam audieris-t.illim abieris-SB.アントニウスは, カプアで手荒に取り扱われた。古い植民者は, 新植民者を自分たちの権利の侵害者と思倣して, 悪意のある目をむけた。*Phil. 12, 7. 43*年1月の終わりに元老院にむかって為された要求からみると, アントニウスはそれに全く惑わされなかった(*Phil. 8, 25*)。
- 930) *paene non abieris*:=*Budé, Fedeli, SB. non habueris-V. non adieris-bcns. non audieris-t. abieris*の欠落は*v. Faernus*の修正に従う。キケロは, “*mimis, aleatoribus, lenonibus*”と書いている(*Phil. 8, 26*)。前注の*Phil. 12, 7*.
- 931) *conere:eo deducere coloniam*を補えば, 意味は明らかであろう。
- 932) *illud paene tollatur*:一般的な反乱によって。「君はもうこの町から逃げ出せず, そこで死んでしまうだろう」「殆ど一日でそれは取り除かれるであろう」「殆どものが処分されてしまうだろう(消え

- てしまうだろう)」という訳もある。
- 933) *nobilis est* := V, Budé, Fedeli, SB. *nobilitati sit-b. nobilitata sit-cnst. nobilitas sit-v. nobilitatast*-Kasten. とりわけ*nobilis*とは痛烈な皮肉。
- 934) *prandiorum apparatus*:ローマ人は、健康上、いや慣習として、一日2食とったと言われる。第1回目のそれは、*prandium*(ときには*ientaculum*)で、多分お昼頃(一説では9~10時頃)食べる軽食。次いで*cena*正餐を(一説では1時-2時頃)とる。もっとも上流階層は、3回(*ientacium, prandium, cena*-第9時頃、つまり午後3時頃)とることもあった。
- 935) *vinolentiam*:42節をみよ。
- 936) この二つのセンテンスの文章、前のセンテンスに連なるのか(君のことは、それはまた我々すべてのこと)、後のセンテンスは、特にその後の文章に関連するのか(君のことは...以下は我々のこと...)。注釈本の見解も一致しない。後者をとった。
- 937) *Agrum Campanum*:Suet. Iul. 20. 最初の分与は、カエサルの59年のコンスル職のとき。45年、カエサルのヴェテランが土地の分与という報酬を受けたとき、それは再びカンパニアの土地(*ager Campanus*)が対象になった。102節参照。Att. 16, 8, 1; Nic. Dam. 31; Suet. Iul. 81; Vell. 2, 61, 2; App. 3, 40. 問題点はGelzer, Caesar, 262, 36.
- 938) *de vectigalibus... daretur: agris*を付ければ、もっと明瞭。*tamen*には、それほど勝手な浪費ではなかったとはいえ、というニュアンスが籠められている。Suet. Iul. 20.
- 939) *Mimos*:Phil. 8, 25; 26. 58節参照。
- 940) *dico*, 更に*patres conscripti*でもって強調し、念を押す。
- 941) *agro Leontino*:43節参照。レオンティニの土地の公有地で、シシリー人やローマ人に貸されていた。Hardy, 86-90. ただ70年には、一家族を例外として、如何なるレオンティニの家族も、その土地を占有していなかった(Verr. II, 3, 109; 114), Hardy, 86-90.
- 942) *querar* := D, Budé, Fedeli, SB. *queror*-V.
- 943) *arationes*:耕地。最も値打ちのある農耕地(基本的には十分の一税支払い地)。Verr. II, 3, 38; leg. agr. 3, 3; fam. 9, 18, 4.
- 944) *grandiferae et fructuosae: annonae perfugia*. Phil. 8, 26. カンパニアの土地の肥沃さは、App. 2, 10. なお、*grandiferae*-V, Budé, Fedeli, SB. *grandi fenore-b. grandi faceret-cv. grandifacere-nst.* 「収穫を挙げる」とは収穫、利益イコール十分の一税の増大、を意味するとの説もある。
- 945) *quoniam quidem*:...であるから、正当な理由で、私は...したかったので...
- 946) *Medico*:誰であるかは不明。
- 947) *tria milia* = Budé, Fedeli, SB. V¹では欠落(V²で付加)。
- 948) *sanasset* := V, Budé, Fedeli, SB(この前後コンマを付けるかどうかの差はあるが). *sanum fecisset* -D. なお、ここの*quid, si*を*quasi*とするのは、DV². 「君の狂気から...」
- 949) *rhetori*:Sextus Clodius(Coelius)か? 43節参照。
- 950) *duo*:Verr. II, 3, 113(3万ユゲラ)によれば、全土の15分の1。医師と二人で6分の1。
- 951) *quid, si te* := Budé, Fedeli. コンマのないのはSB. *quasi-nstv. quid si-c. quid iste-V. quasi iste-V².*
- 952) *Casilinum*:カンパニアの町。アッピア街道沿いのVulturnusに隣接し、Capuaに近い。Vell. 2, 61, 2 (Botermann, 53). cf. Att. 16, 8.
- 953) ここのところ、原文はレトリックの妙。特に動詞(二人称)の並べ方の絶妙さは、邦語では活かしきれない。*deduxisti-deduxerat, consulvisti-respondissem, negavi-rescripsi.*
- 954) *respondissem* := D, Budé, Fedeli, SB. *respondisset-t¹(t²では修正).*
- 955) *esset* := V, Budé, Fedeli, SB. *est*-D.
- 956) *possesne*:これが、アントニウスの問い合わせの狙い。

- 957) *adscribi*: 新植民市は、すでに植民市が正式に設けられていたところを占めるわけにはゆかないが、新しい個々の植民者は、古いリストに加えられ、それが市の文書館に保管される (*Cic. Arch.* 8. *Heraclea* の *Archias* の例)。
- 958) *paucis annis ante: lex Iulia* によって。
- 959) *vexillum tolleres*: = V, Budé, Fedeli, SB. *videres*-D. *tolleret*-Ps. *Acronis* (*Hor. Carm.* 1, 16, 21). cf. *Ernesti*, 1399; *Cic. leg. agr.* 2, 86; *Plut. C. Gr.* 11.
- 960) *aratrum: ut aratrum*-Vcbg, Budé, Fedeli, SB. *et aratrum*-nstv. 市の周りは鋤で痕が付けられた。 *Verg. Aen.* 5, 755; *Ov. Fast.* 4, 825; 826; *Fest.* 392L.
- 961) *paene*...: *Casilinum* は *Capua* (近代の *Capua*) から 3000 ペス 離れている。古代の *Capua* は近代の *S. Maria di Capua*. この近さが、*Casilinum* の件が *Capua* に大きな影響を与えることになった、と。
- 962) *perstrinxisti*: = VD, Fedeli, SB. 但し *praetrinxisti* (または *-nxi*, または *-nxisti* = Budé) - *Non.* 374. *Cic. leg. Agr.* 2, 67.
- 963) *coloniae*: *Capua* は *コンスルのカエサル* の法によって、59年、*colonia* になっている (*lex Iulia de agro Campano*. *Gelzer, Caesar*, 73, 65). *Sest.* 9. *キケロ* は *Capua* のパトロン。
- 964) *M. Varronis*: *M. Terentius Varro* (116-37) は、共和政末期ローマの政治家、博学者。不屈な *ポンペイウス* 派。49年、*ポンペイウス* の *legatus* として、2個軍団を率いて *ヒスパニア* で *カエサル* と戦う。*カエサル* は、彼の学識を高く評価し (*Suet. Iul.* 44), *大図書館長* に擬した。 *Dahlmann, H.*: *RE, Suppl.* 6, 1172ff.
- 965) *Casinatem*: *Casinum* は、現在の *S. Germano* から 2 マイル、*Pontecorvo* から 8 マイル。 *M. Cassino* で知られる。
- 966) *fundum*: *Varr. r. r. 3, 5, 9*. *Varro* は、自分の家禽園のことを記しているし、また博物館、養魚地、テラスのことも述べる。 *Casinum* については、40節。この地の *L. Rubrius* についても詳しい。 *fundus* とは *homestead* (*ager cum aedificio*) か。
- 967) *quo ore*: = *Cobet, Fedeli, SB. quore*-V. *quaero*-*Gantrelle*, Budé (尚 *Fedeli* では、*Gantrelle* の読みを *quaeso* としているが、Budé, *Kasten* に従う)。 *quo more*-*Nisbet, Kasten*.
- 968) *quo*... *L. Rubrii*: *キケロ* ははじめ *quo*... *Scipionis* と書く。この人は *ポンペイウス* の岳父。109節 (拙注 1057)。しかし *Atticus* の示唆で変えた (*quo Rubriana. Att.* 16, 11, 2)。
- 969) *L. Turseli*: 41節参照。
- 970) *in... praedia: advolas* (当節初めにある。ワッロの所領に「襲いかかる」を捕うより、*invasisti* の方が一般的か)。
- 971) *Et si ab hasta... liberavisti: hasta* は 64節 (注 523)。もし君がそれを所有したのもオークションからならば、オークションを... *si ab hasta* = *in eas possessiones invasisti*. *アントニウス* は *アレクサンドリア* 戦役のとき、*カエサル* から買い入れたという。 *Varro* が、*ポンペイウス* の側について戦ったときのことである。
- 972) *valea[n]t hasta: valeat hasta* は、D本になし。 *valeant* とは V. 「それなりに意味がある」とも。
- 973) *tabulae*: 売却の帳簿。 *Tabula* には 2重の意味がある。売却 (特にオークション) の帳簿 (*tabulae auctionariae*) と神殿にある帳簿。
- 974) 君によって改竄されたものでも! 「*カエサル* の帳簿」「君の帳簿」。
- 975) *debuisti*: *ポンペイウス* の家・財産に関して。 *アントニウス* が競り落としたが、まだ支払いをしていない *ポンペイウス* の財産に対する痛烈な皮肉。65節, 71節参照。
- 976) *tu te*: = *Fedeli. tu tete*-bt. *tute*-c. *te*-n. *tuae te*-v. *liberavisti*-*Fedeli, SB* (93節, 97節). *liberasti*-*Budé*.
- 977) *quis... dicit*: = D, Budé, Fedeli, SB. *qui... dicit*-V.
- 978) *praeconis*: 64節参照。 *Iuv.* 3, 33; 7, 6.

- 979) bona publicataとして「ポンペイウス派の一人の土地(財産)を入手できるならば」。
- 980) te:V, Budé, Fedeliにはない。SBは挿入(D本をふまえ)。君が人を送ったと言っている…。アントニウスの所得した財産については、1) 支払い代金がないのに、オークションの物を入手したこと、2) カエサルの残したops神殿の財貨を奪取し、それで負債から自由になったことなどが重要。
- 981) ipsum...fuit:カエサルが何時ローマに戻ろうとしたかという点に関しては、誰も何も言うことが出来なかった。事実は、47年9月末、小アジアでの戦いの後であった。
- 982) de fortunis Varronis:Gell.3,10,17.彼のproscriptioのとき、彼の図書館が荒らされ....fortunaは「土地」よりも広く解したい。
- 983) nullius...fuit:ワッロの財産に関して起こった何事も、注意されずに済むことはありえないのに...。「大抵の人には」とするのはLacey。「より多く、大きい」を人とする点、SBもそれに近い。ワッロの幸せ(SB)。他の何よりもワッロの幸せについて多くの人が関心を持った、とも。
- 984) si...scripsit:siがV本では欠落。si...scripsit ad-Budé, Fedeli, SB.但しsit a-V¹.inscrpsit ad-V²(Fedeliによる)。
- 985) impudentia:君の恥知らずさが、それを戻せないようにする。
- 986) gladios:112節参照。
- 987) iam intelleges:etがないこと、キケロの一特徴。Verr. II,2,57etc.
- 988) aliam causam:平和のために、我々はカエサルのactaの批准に同意した。だからオークションでの売却によつて獲得したものの所有権は認めたい(Phil.2,100)。少なくともカエサルが没収財産を売却した(特にポンペイウスのそれ)としても、それはよかろう。しかしワッロの財産を獲得した点でのアントニウスの傍若無人さは正当化されない。
- 989) sed quivis:=D, Budé, Fedeli, SB.se quibus-V.
- 990) procurator:不在の所有者の代理人。その人に替わって全権をもつ。
- 991) sedibus:=Budé, Fedeli, SB.aedibus-Pluygers.
- 992) es perbacchatus:=Budé, Fedeli, SB.est-bcnavt.sはesもestも欠落。キケロの造語か。
- 993) ab hora tertia:de die.普通、酒は、cenaのとき、hora nonnaから飲むもの(Mart,4,8,6)。42節、87節参照。cf, Att.14,3,2.
- 994) ludebatur:aleaで。56節。vomebatur-63節。
- 995) 'quam dispari domino':よく分からない、ある一悲劇作品からの句。全体はCic.off.1,139に引用されている。この句は、Kastenにはない。Odiosum est enim,cum a praetereuntibus dicitur:'o domus antiqua,heu quam dispari dominare domino!quod quidem his temporibus in multis licet dicere。「ああこの、むかしからの家、何と主人の、まあ、ちがうこと！」(泉井氏訳)
- 996) 主人、どうしてこの人にその名が与えられるのか-Budé.
- 997) ...voluit illud:V, Budé, Fedeli, SB.esse illud(illudの欠けるのはs)-D(bcnavt).receptaculum(休息所)、つまりSBによる付加を採用した。
- 998) antea:=V, Budé, Fedeli, SB.ante-bcnavt.a te-s.
- 999) quae cogitabantur: Budé, Fedeli, SB.D本にはなし。
- 1000) iura p.R.:不明。ただVarroは、15巻の「de iure civili」は書いている。Varroの作品のスケッチはCic.Acad.1,5.
- 1001) monumenta maiorum:de gente populi Romani IV, de vita populi Romani libri IV,特にantiquitates rerum humanarum et rerum divinarum41巻など。
- 1002) omnis sapientiae ratio omnisque doctorinae:ratioとは理論。彼の本、de forma philosophiae3巻の中に。doctorina-D本。omnisque doctorinaeとはdisciplinarum9巻のなかに。彼の作品は、簡単にはKl.Pauly,V,1133ff(K.Sallmann)。
- 1003) ここではVarroの生き方とアントニウスのそれとが対比されている。

- 1004) *inquilino*: *incolere, incola*などと結びつく表現。小作人, 借地人, 借家人。カティリーナは, キケロがアルピヌム出身であるため, ローマの*inquilinus*と呼んだ。Sall. Cat. 31, 7
- 1005) *non enim domino*: *non enim te domino dicam*の意。
- 1006) *Casino*: V, Budé, Fedeli, SB. *casilino-bct. cassilino-nsv. Casinum*. VarroのVilla Casinasは, その近く。103節。
- 1007) *Aquino, Interamna*: *Aquinum*はCasinumから数マイル, ローマに近い。via Latina沿いの町。キケロはここにロッジをもっていた(fam. 9, 24, 1)。Interamnaは, Casinumの南7マイル, Liris河沿いの町。
- 1008) *admissus est nemo*: キケロの44年の5月の末, アッティクスにこのように書いている。‘*aditus ad eum (Ant.) difficilior esse dicitur*’ (Att. 15, 8, 1)
- 1009) *iure id quidem*: 痛烈な皮肉。アントニウスはまさに*salutatio*の榮譽を拒絶すべき権利がある。彼のふしだらな振る舞いからこれを受けるべきではないと(Mayer)。Dennistonは, この説に同意しない。
- 1010) *obsolefiebant*: = V, Budé, Fedeli, SB. *obsolefaciebant-bc. obsolebant-nstv*. このような汚らわしい人, とはアントニウスのこと。「その輝きを失う」つまり, コンスルの印がもはやアントニウスにとっての尊敬の徴ではなくなっていること。但し, これをアントニウスのそれではなく, 人々のそれと読む人もある。
- 1010A) *Iuv. 3, 242; 4, 21*. またGell. 10, 3, 5の挿話を想起すべきか。ut mortuusは, アントニウスの病気を指すのか(Becht, 61, 4; Att. 15, 3, 2)?
- 1011) *sed tamen in via habitabant*: 道はvia Latinaとすべきであろう。なお, この*sed tamen*は, *sed tamen non mirandum est, cum in via habitarent*. *Aquinum* (注1007) はporta Capenaから南にははるvia Latinaに面していたからである。
- 1012) *Anagnini*: *Anagnia*は, ラティウム, ヘルニキ族の主邑。山の上に町があり, 道はその麓を通る。そこで*divii*かつ*descenderunt*という。
- 1013) *devii*: = Budé, Fedeli, SB. *devia ei-b. devia-c. devii obviam ei-nsv. devia obviam ei-t*.
- 1014) *consul*: = V²D, Budé, Fedeli, etc. *colem-v¹. consulem=Faernus*. キケロはアントニウスを正式に選ばれたコンスルとは見ていなかったのである(カエサルの指名による, と。Phil. 2, 10)。
- 1015) *dictu*: = Budé, Fedeli, SB. *dictum-Vc. dictu est-Ferrarius*.
- 1016) *sed cum vinus*: = V. 読みの難しいところ。これは外しても訳すことが可能であるし(Fedeli, SB), どの読みをとっても一長一短。*sed et simul-b. sed et simul unum cinus-c. sed simul-nsv. sed et sermulcinus-t. sed tum nimis-Poggius. sed sum vicinus-Madvig, Halm. sed comminus-Schmidt, Budé, Kasten. sed tum vicinos-Müller. sed tum visu-Nipperdey. sed tannimis (tamen nimis)-Nägelsbach. sed nihilominus-Cobet, Lacey (nihilominusとする)*.
- 1017) *Mustelam et Laconem*: 前者は, 8節。Att. 16, 11, 3から, キケロがこの演説の第一草稿では, *Anagnia*の二人の住民の名前を落としていたが, Atticusが, その名前を尋ねたところ, キケロは“*Anagnini sunt Mustela... et Laco qui plurimum bibit*”と答えたという。
- 1018) *gladiatorum*: = V. Budé, Fedeli, SB. *gladiatorum-nstv (D)*.
- 1019) *patronos*: *Capua*の住民はキケロを*patronus*としていた。Sest. 9.
- 1020) *Sidicinos*: カンパニアの北西部のオスキ族の住民。主邑はTeanum.
- 1021) *Puteolanos*: *Puteoli*は, ナポリの東, カンパニアの港町。キケロの*villa*もあった。
- 1022) *ego*: = V, Budé, Fedeli, SB. *ergo-bstv (δ)*.
- 1023) *studio, iudicio*: V, Budé, Fedeli, SB. *iudicio studio-sv (δ)*.
- 1024) *Basilum*: L. Minucius Basilus(ガッリア戦争でカエサルの*legatus*として活躍し, 後カエサル暗殺者の一人となる)とは異なる。キケロは, Basilus Satrianusを“*patronum agri Picenti et Sabini; o*

- turpem notam temporum illorum!” (off.3,74)と呼ぶが、この人物か？
- 1025) clientis:cliensとは、patronusに対する存在。Patronusが、“in clientelam recipere”もしくは“suscipere”するといわれる。
- 1026) non modo illorum cliens:non modoはnot to sayまたはmuch less.nedumと読むのはCobet (never mind).esse(esset-c)illorum cliens-D.
- 1027) bustum:祭壇, 聖なる柱。Phil.1,5(注29);1,30;fam.9,14;Att.14,15-16etc.
- 1028) qui dies ille collegae tui fuit:fuitはDでは欠落。collegaeはドラベッラ。
- 1029) fuerunt:=Budé,Fedeli,SB.fuerant-Ernesti.erant -Eberhard.
- 1030) inter eos:=Fedeli,SB.omnes-Cobet.
- 1031) concidisti:Phil.5,23.突然のショックで「茫然自失」「打ちのめされる」。
- 1032) quid...nescio:1)彼及び他の人も、アントニウスが国庫からのお金であらゆる負債を支払い、支援するとして、ドラベッラを買収したことを知っていたのを避ける調子というべきか(Att.14,18;16,15,2)?2)4月末以前にキケロは、すでにアントニウスとドラベッラが親密であったことを信ずるべき理由があった(Att.14,14,4.両コンスルのための拡大された命令権の噂)。3)5月9日, 打ち壊された柱についての熱狂ぶりのさなか, 彼はops神殿からの強奪をアントニウスと一緒に行ったという廉で非難している(Att.14,18,1)。4)キケロのバランスのとれないこの頃の気分は, 5月前半の書簡から明らかであり, それはドラベッラをどう理解すべきか, 分からないことを示すものでもあった。
- 1033) 恐怖と武器: ドラベッラは, カエサル葬儀後の不安定なローマの町を断固たる姿勢で立て直し, 保守派の「善き輩」からだけでなく, 共和政の再建を望む人たちからも大いなる賛同の意を表明された。またアントニウスに対して, 一見どこか独立した立場を獲得しようとしているように見えた。アントニウスは, このことを知るや, 彼を自分に引き付けようとする。ドラベッラの負債を清算するために金を与えたり, またそれ以外にドラベッラに働き掛ける様々な約束も見られた。ドラベッラの舅のキケロは, ドラベッラに働き掛け, この急変を引き起こした「恐怖と武器」については, ここでは穏やかに語っているが, この激変で彼が再び全くアントニウスの軍隊のなかに投げ込まれること——それは, 天上の星にまで高められた彼を, その名声の高みから突き落とすものであった。
- 1034) collegam:Att.14,18,1.
- 1035) de caelo detraxisti:Phil.4,6;fam.9,14,1;Att.14,6,2.cf.Att.14,17A(ドラベッラ宛て);16,5,2.
- 1036) ut similis:=Budé,Fedeli,SB.ut sit similis-bcntv.dissimilis=Phil.1,5では, ドラベッラの以前の行動を褒めたたえて次のように言う。“ut mihi mirum videatur tam valde reliquum tempus ab illo uno die dissensisse”
- 1037) effecistiquae:=V,Budé,Fedeli,SB.effecisti(et fecisti) quae-D.崇拜する...崩れる。しかしこれは必ずしも「真実」ではないが, キケロは「噂」として報告する。
- 1038) reditus Romam:100節参照。5月18日から21日の間か。Drumann,428;Becht,61.cf.Phil.2,76.
- 1039) Cinnam nimis potentem:CinnaがSullaに対して蜂起したとき, 87年から, 84年まで, つまりAnconaで反乱によって殺されるまで。
- 1040) Sullam postea dominantem:83年にミトラダテス戦争から帰還したときから, 79年, 自発的に独裁官を辞任するまでのSullaの支配下のこと。
- 1041) sed:=V,Budé,Fedeli,SB.sed tamen-bnstv.sed ita-c.
- 1042) レトリックと語のリズムの妙。iで終る語を並べる(gladii..absconditi..multi)。
- 1043) Erant fortasse...barbaria est:キケロは, この語でアントニウスの行動を特色付けようとする。彼に従う軍隊の力でもって, ローマに侵入する。一種のアジア的なデスポットというわけである(Phil.5,17-18)。
- 1044) Agmine quadrato:方陣。軍事に関わる用語。攻撃されては困るものを真ん中にすえる形。Lacey訳

- の in the face of the enemy 辺りが適当か。Serv. ad Aen. 12, 121. cf. Tibull. 4, 1, 101-102; Sen. epist. 59, 7; Phil. 5, 20 (44年9月19日の元老院の会合を指す); Sall. Iug. 100, 1; Liv. 10, 14, 7; Hirt. bg. 8, 8, 4.
- 1045) scutorum lecticas: = V, Budé, Fedeli, SB. scutati milites lecticas-nsv. Ernesti, 1401. Phil. 5, 18. 楯とはユーモラスな言い方。物の運搬のために輿を使用するのは前代未聞のこと。例外は, Mart. 7, 53, 10.
- 1046) Kalendis... vellemus: 6月1日については100節参照。この日からアントニウスの武力支配が始まる。Becht, 69.
- 1047) キケロは他の人を弁護している。自分自身があたかもその場にいたように記すが, 実際は, Tusculumのvillaにいたわけで, 出席の意図もなかった(Phil. 1, 6)。metu perterritiも。Phil. 1, 6. cf. Becht, 69; Gelzer, Cicero, 331.
- 1048) et: = D, Budé, Fedeli, SB. est-V. sed-Halm.
- 1049) numerum... prorogavit: Phil. 1, 19. 法案は実際には護民官によって提案されたが(Phil. 5, 7), 彼らはアントニウスの道具として行動したのである。cf. 8, 28; Att. 15, 11, 4.
- 1050) in publicis: = Vn, Budé, Fedeli, SB. in publicis actis-D. Ernesti, 1401.
- 1051) sine promulgatione: Phil. 2, 6参照。cf. Phil. 1, 25.
- 1052) alias ut tolleret: alias Caesaris leges ut tolleret, ipse leges promulgavit. 陪審員を登録し, 暴力行為や謀反の罪を宣告された者を罰するというカエサルの取り決めを変えるための, アントニウスの法は, まだ9月には投票されていなかった(Phil. 1, 18-24)。ただ土地分配委員は, 多分6月に設けられていた(99節)。
- 1053) promulgavit: promulgoは, この辺りに類出するが, ここはnovas legesを加えるべきか(Fuhrmann, Budé)。
- 1054) populo: 「公的なリストとして」の意か。
- 1055) Signa... legavit: 諸史料には, カエサルが民衆に残したものは, ティベルの彼方の庭園であり, 個々の市民には金銭を, となっているが, signaやtabulaeについては言及されていない(Suet. Iul. 83; App. 2, 143; Dio 44, 35, 3; Plut. Br. 20, 2; Tac. ann. 2, 41)。ただsig. tab.を彼の庭園の飾り・付属品とすれば, これまたカエサルの遺したものの可能性は大きい。キケロは, ここではアントニウスがオクタウィアヌスへの遺贈を譲り渡すのを拒否したことを言いたかったのであろう, と(App. 3, 14ff.; Plut. Ant. 16)。
- 1056) in hortos Pompei: Phil. 2, 68; Suet. Iul. 83.
- 1057) in villam Scipionis: Phil. 2, 42. アントニウスが競買で獲得したもの。Phil. 3, 30. このScipioは, 52年のコンスル。
- 1058) 「関心があるのか」とも。この110節では, カエサルに対する忠実さの欠如のため, キケロはアントニウスを二つの点で非難・告発している。一つは, カエサルのflamenに命ぜられたのに, アントニウスが決して献身的に行動しなかつたこと。今一つは, カエサルの榮譽のために特別な一日がludi Romaniに加えらるべきだとの法を提案したのに, 実際にその日がきたにも拘らず, アントニウスはその祝祭を手配しなかつたこと。両者ともに, 詳細についての解釈には難しい点もあるが, 事實は明らかといえよう。なお, ここに示されるカエサルの神的な榮譽の問題が, 現在学界ではどうなっているかは, Christ, 302ff.
- 1059) pulvinar: 特にlectisterniumの祭儀(神饌式)にあたり, 神の像がクッションのあるソファ(pulvinaria)の上に置かれた。多分ギリシア起源であり, ローマの理念に相いれない神々の擬人視を意味するこのような儀式は, 399年の飢饉の時に始まる。これは, supplicatio(感謝祭)とも関係が深い(Phil. 2, 13; Cic. Cat. 3, 23; Hor. Carm. 1, 37, 2ff.). Wissowa, 421-6; Weinstock, 284f.; Serv. ad Verg. G. 3, 533etc.

- 1060) simulacrum:本来的には、神の彫像の意。それに対するのがstatua。一方simul.は普通、神のイメージを示すための物として使用される。Cic. Cat. 3, 19 (simulacra deorum . . et statuae veterum hominum); Arch. 30. それ(その一つ)をもつ権利がカエサルに与えられたのである。大きく分けるとSimul.には二つの意味がある(ここでは、Dennistonの三区分説より、Laceyの二区分説を採る)。一つは、「Pulvinarにふさわしいタイプの彫像」の意。そのヒントは、Att. 13, 44 (45年7月)。行列のとき運ばれるものとしては、Dio. 43, 45, 2. 今一つは、Quirinus神殿の像(Att. 12, 45, 2; 13, 28, 3)。前者とする。単数は、たしかに問題だが(Dio. 44, 4, 4では、全市、全神殿に据えられたものとある。Quirinus神殿のものは一体)、スーパーマンとしてのカエサルの全彫像を一般的に述べたものとするのはDenniston.
- 1061) fastigium:破風は、ローマの神殿に特徴的なもの。Cic. de Orat. 3, 180. Plut. Caes. 63; Suet. Iul. 81; Flor. 2, 13, 91. カエサルのvia Sacraの家は、Suet. Iul. 46; Dio. 43, 44, 6.
- 1062) Quem . . . flaminem:Flaminesは個々の神の祭儀を(Cic. leg. 2. 20), pontificesは国家の宗教生活を監督する。カエサルの栄誉の総リストはSuet. Iul. 76. カエサルのflamenとしてのアントニウスは、Phil. 13, 41; 47; Dio. 44, 6, 4; Suet. Iul. 76; Plut. Ant. 33 (44年には避けていたflamen職を実際には、40年には当然だったと述べている。Pelling, 266; Weinstock, 305-8; 399)
- 1063) honorem maiorem: Suet. Iul. 76. cf. Flor. 2, 13, 91.
- 1064) ローマではこの三柱の神のflaminesの他にも、別のflaminesがいた。ただflamen Dialis, fl. Martialis. fl. Quirinalisは、flamines maioresで、特にパトリキから選ばれた。しかし、新しいflamen divi Iulii (flamines minoresの一つ)は、nobilisではあるものの、プレブス系。
- 1065) divo:死せる国家の長にdivusなる語の使われた最初の事例ともいわれる。Weinstock, 391ff.; 53. この後、亡き皇帝に適用される。生前カエサルは、Juppiter Iuliusとして尊敬されたように(Gesche, 35ff.; 46; Weinstock, 12; 350; 309), 同時にdivosとも呼ばれたようである。(Dio. 44, 6; Gesche, 36). またDessau, 6343 = CIL, I², 1611. に「. . Dei Casaris」と。
- 1066) inauguraris: = Halm, Budé, Fedeli, SB. inauguraras-V. inaugurare (-aret-n)-D. 新しいflamenは、pontifex Maximusによって、三人の候補者(collegium pontificumの推薦したもの)の中から選ばれる。そこでこの人は、augurによってcomitia Calataでinauguratusされる。Gell. 1, 12, 15; 15, 27, 1; Liv. 27, 8, 5; Tac. ann. 4, 16; Macr. Sat. 3, 13, 11.
- 1067) それはaugurである。
- 1068) negabit: = Budé, Fedeli, SB. negavit-nsv.
- 1069) quod tyranni . . . es . . . mortui: = Fedeli, SB. eo quod caesaris-V, Halm (eoがない). est-DV², Schöll, Budé. mortuiとはdei immortalisでないことを意味する。Phil. 1, 13.
- 1070) キケロがこの演説をしなければならなかったのは9月19日のこと。
- 1071) quartum . . . Romanorum: ludi Romani (ローマ大祭)は、9月4日から18日まで続く。その内9月15日から18日までのゲームは、特別にludi Romani in Circoと呼ばれる。このCircusでのゲームに、アントニウスは第5日目、9月19日をカエサルのために加えた。そこで、ludi Romaniは、16日間続き、それがAugustus代に継承される。
- 1072) 第5日目は、感謝祭か、ludi Romaniの追加の日かの問題が残る。提案は9月1日。
- 1073) praetextati: 44節参照。ここでは、紫の縁取りのある、高級政務官のまとうトガ。また彼らが祝祭日につけるもの。
- 1074) an supplicationes addendo diem . . . nolvisi: その内のaddendo die-Müller, Budé. 一方diem-VD, Fedeli, SB. Phil. 1, 12-13. この所の、Lacey訳が独特。「あるいは、それらに一日加えることによって、感謝祭という祝祭日に別の要素が加わるを君は許したのか。その祝宴の日に別の要素が欠けていたわけでもないのに」。別の要素とは、カエサルの名譽のための特別な日。
- 1075) contaminari: = V, Fedeli, SB. D本では欠落(Budé, Kastenも)。

- 1076) quaeris:=V, Budé, Fedeli, SB. quaeres-D. quae res-stv. queres-n. ここでアントニウスの弁論に対するチャレンジが行なわれることになる。アントニウスの正直な返答, すぐさまアントニウスの矛盾に対する反撃となる。スタイルは平明, 言葉は短い。
- 1077) eloquentiam... disertissimun:Cic. de Orat. 1, 94. 口達者と訳したが, “fine speaking (Lacey)”とするのも面白い。eloquentiam tuam-a¹, Budé, Kasten. tuamの欠落するのはVδ, Fedeli, SB. 演説の最後に, 論戦の主テーマ(2節)に戻るわけ。
- 1078) apertioem:=D, Budé, Fedeli, SB. pertioem-V. 84-87節参照。apertus, OLD, 12.
- 1079) nudusとは, ルベルカリアの祭りでのnudusにかけている(Phil. 2, 86(注761)).
- 1080) pectus: Phil. 13, 31. Apertum pectusとは, 「正直さ」を示す一種の諺。fam. 1, 9, 22; Lael. 97 ('ut dicitur' OLD, 10) .86節参照。
- 1081) aut... hiscere:Liv. 44, 45, 11. hiscere-Liv. 6, 16, 3; 9, 4, 7. :6, 12etc.
- 1082) armatorum corona:fam. 10, 2, 1. coronaは王冠でもあるが, 演説を聞いている人たちをも指す。対決のフィクションがここで強調されている(Lacey. 訳文では環)。演説は実際に行なわれたものではないこと, 従って, 元老院がアントニウスによって脅かされていた, そのやり方についての記述として使われたと思われる。fam. 10, 2, 1; Phil. 2, 8; 15; 19; 46; 108節。
- 1083) valvae Concordiae non patent: Phil. 5, 18. 元老院は, 9月19日にコンコルディア神殿に集まっている(15節ほか)。普通, 民衆はドアの外に立ち, そこで元老院の会議の模様を傾聴していたのであるが, ここではドアは安全のため閉じられている。
- 1084) Ityraeos: Phil. 2, 19. 彼らはbarbaroiである, というニュアンスが濃い。
- 1085) vivere:=D. Budé, Fedeli, SB. videre-V¹(V²で修正)。
- 1086) non igitur: アントニウスは, カエサルがヒスパニア人の護衛に護られていたのを, 言葉どおりに受け取ったに違いない(Suet. Iul. 86)。
- 1087) 一種の決まり文句。諺。Cic. Rab. 15.
- 1088) te:D本では欠落。キケロは話しを, ここでアントニウスに戻し, 調子を下げる。怒りよりは悲しみを籠めて。
- 1089) et:bnstv本にはない。
- 1090) salvis nobis:nobisとはoptimates. キケロは, ここで新たな内乱を予言している。それによって, 元老院又は閥族派のグループが危害を蒙りはしないか, というのである。
- 1091) mihi crede:=Budé, Fedeli, SB. mihi esse crede-bn. esse mihi crede-s.
- 1092) Fulviaのこと。
- 1093) sine contumelia describo:Cic. Pis. 68; Phil. 2, 30.
- 1094) populo Romano:=V本及び諸刊本。D本ではrei p.
- 1095) tertiam pensionem:Fulviaの三回の分割払いとは, 彼女の三人の夫, クロディウス, クリオ, アントニウスに関連してのこと。第三回というのはアントニウスに対するもの。cf. 11節。キケロは, 5, 11に, “sibi felicior quam viris”と書いている。
- 1096) populus Romqnus ad quos:ad quosとは, 解放者, カエサル暗殺者のこと。ブルートゥスやカッシウスかその頂点に立つことは明らかだが, この前後では, はっきり名前を出さないことに注意せよ。populus Romanusなる語も頻出(ここは一応「国家ローマ」と訳す)。文章は簡潔。
- 1097) ubicumque terrarum sunt:33節参照。“qui locus...videatur”ブルートゥスやカッシウスのいるところ。これにibiが続く(tibiとあるのはbc)。
- 1098) res publica:=Fedeli, SB. publicaはVには欠落。
- 1099) tantum modo ulta est, nondum recuperavit:ultaが, Vtではvita, cnsvではvicta. 類似の表現がカッシウス宛て書簡にある。fam. 12, 1, 2.
- 1100) adulescentis:ブルートゥスは85年の生まれ。Cic. Brut. 324. カッシウスの方が年長だった。52節。

- 両者ともに *adul.* というのは、それ自体問題。但し、キケロは63年(43歳)に自分を *adulescens* と言っていることを想起したい。
- 1101) *Cic. N. D. 2, 46; Cael. 67. quam* は、「欲するかぎり」とするよりも「しようとも」と訳した。それは *quamvis* のごときである。(*Verr. II, 2, 102*) とするからでもある。真の意味では若者でなく、彼らは暗殺者でもある。ただ平和のために手を引いた、と自らは言っている (*fam. 11, 2. M. Brutus* と *C. Cassius* の *Antonius* 宛て書簡。44年5月末)。
- 1102) *nomen pacis*: 上記の *otio consulentes* (内的な平安を考えるにあたり) との関連で。 *fam. 11, 2, 2* (前注)。
- 1103) *Tarquinius... Sp. Cassius, Sp. Maelius... M. Manlius*: 26, 87節。「追放した」とも。
- 1104) *Romae*: = *Budé, Fedeli, SB. roma te-V¹. Romae regem (rege-b) -D (V²で修正)*
- 1105) *licebat*: *Budé, Fedeli, SB. liceret-nstv.*
- 1106) *primum*: = *V, lg, Budé, Fedeli, SB. primi-D. Verr. II, 5, 60. Cat, 3, 15.* 「最初の一撃」
- 1107) *caelo capi*: 107節参照。
- 1108) *est*: = *V, Budé, Fedeli, SB. sit-c, si-bn¹sv. si-n².* 欠落は *t.*
- 1109) *mortali*: *mortali immortal-V.* 但し *D* 本ではなし。
- 1110) *immortalitatem*: *Phil. 1, 34.* 「名声の不減さ」程度にするべきか。
- 1111) 「不死とは、死すべき存在にとって、努力目標だと思うのである」とは (*Kasten*) ?
- 1112) *igitur*: *D* 本では欠落。
- 1113) *dictaturam sustulisti*: *Phil. 1, 3; 2, 91.*
- 1114) キケロは、転じてアントニウスに真面目な勧告を行なう。
- 1115) *ante oculos*: *ante* は *V* 本及び *t* になし。
- 1116) *hac*: *D* 本になし。
- 1117) 君の仲間とは、特に *Fulvia* を指す。 *Phil. 2, 93* (注840); *2, 95* (注865) . *cf. 2, 35f.*
- 1118) *in manum latione*: = *V.* 読みは一致せず、どれを採るかは難問。 *nummatione -D. immani nundinatione -A. Augustinus, Halm, Budé, nundinatione -Lambinus, Clark, SB, Lacey. immani mutatione -Jeep. nummmum compilatione -Schöll immani nummmum compilatione -Kasten.* ここでは、 *Halm, Budé* の読みを採用した。
- 1119) *tum intelleges*: *Cat. 1, 8. cf. Phil. 2, 104; Tusc. 5, 100.*
- 1120) *quidam*: *V, Budé, Fedeli, SB. quodam-bns (δ).*
- 1121) *sin*: = *Budé, Fedeli, SB. si-bcnst. sed-v.*
- 1122) *intellegis qui... ei quid*: = *Muretus, Budé, Fedeli, SB. intelleregeris qui... et quid -V¹. intellegis ei qui... quid (quod-t. qui-v) -DV².*
- 1123) *suis*: 自分の仲間, 友人。 *Sull. 59; Liv. 2, 24* (*metus* とともに) . *cf. fam. 6, 7, 4; fin. 1, 67; N. D. 3, 88. a suis* の *a* は、恐れのある方向。
- 1124) *timere*: = *Budé, Fedeli, SB. timer -V¹. timeri-bnsvV².*
- 1125) *vita*: = *Vc, Fedeli, SB. multas-nstv.* そう考えられていることは *Tusc. 5, 57-62.*
- 1126) *quosdam habuit*: *D. Brutus, P. Servilius Casca, C. Servilius Casca, L. Tillius Cimber, C. Trebonius, L. Minucius Basilus, Serv. Sulpicius Galba* などは、カエサル派であるのに陰謀・暗殺に関与した人物。一方 *M. Brutus, C. Cassius* などの陰謀加担者は元来ポンペイウス派だったのに、カエサルの愛顧を蒙った人物であるとする。
- 1127) *eo*: = *V, Budé, Fedeli, SB. illo-D.*
- 1128) *ulla re*: *res-respect. 117節, 23節.*
- 1129) *ingenium, ratio*: *ingenium* は、天才、特に独創性や構想力の非凡さを示す。一方、*ratio* は、あらゆる計画の可能性を計算し、その成就を予定する予測の才。

- 1130) memoria:Lig.35;Deio.42.
- 1131) litterae,cura:=Vcb.Budé,Fedeli,SB.litteratura-nstv.litteraeは、カエサルが歴史書の他に文法書、天文学や鳥占いの書物をものしたこと。Cic.Brut.252f.;Suet.Iul.55f.またはcuraと、次の cogitatioとは、curaと diligentia (cogitatioに続く)のように結びつく。
- 1132) diligentia:Cic.de leg.3,41;Orat.2,149.
- 1133) multos annos:=V,Budé,Fedeli,SB.non multos annos-nstv(δ).
- 1134) meditatus:=Budé,Fedeli,SB.est meditatus-D.
- 1135) muneribus:m.gladiatoriisのこと。Plut.Caes.55;57;Suet,Iul.26;39.
- 1136) monumentis:Forum Iulium,Basilica Iuliaの建設やcircus Maximusの拡大など(Suet.Iul.44).
- 1137) delenierat:Garatoni,Budé,Fedeli,SB.deleniebat-V.lenierat-D.
- 1138) praemiis:50節参照。Sall.Cat.54,2.キケロ自体、カエサルの負債者であった(Att.7,3,8;7,8,5)。
- 1139) clementia specie:Dio.41,62f.;43,50;44,6,4(クレメンティアの神殿)。カエサルを最も特色付けるものだが、ポーズとする点に注目すべきであろう。演説の性格にもよるが、Marc.12;31;Lig.6;Deio.8;9;40;43における「カエサルのクレメンティア」に比べて、いかにも冷やかである。Att.10,4,8etc.cf. Alföldi,I(1985),173ff.;Christ,238ff.
- 1140) quid multa?attulerat...:=Budé,Fedeli,SB.ここが欠けているのはV¹(V²は修正)。
- 1141) comparandus es:V²,Fedeli,SB.es comparandus-D,Budé.comparandus est-V¹
- 1142) sunt inusta:あまり比喩的でない言い回しで満足せねばならないときに、しばしば使用される。一種のレトリック。Cic.Mil.33;Piso.30;Orat.2,189.
- 1143) tamen:Rab.Post.41;Sest.140(Halm).
- 1144) boni est:=Budé,Fedeli,SB.bonis et-V¹(V²は修正).boni exstitit-Koch.
- 1145) an:新しい切り口、新テーマに入る。2節参照。
- 1146) Respice,quaeso, aliquando rem publicam,M.Antoni, quibus ortus sis...:=Fedeli,SB(rem publicamを削除。但し諸注釈本にはrem publicamはあり、拙訳はそれを活かした).respice quaeso aliquibus-V.respice quaeso aliquando quibus-Halm.respice quaeso aliquando quibus-Seidler,Schöll.なおquibus ortus sisは、特にキケロが尊敬していた祖父のこと。多分quibusの前に'a'を入れるべきかの問題もある(Eberhard.off.1,116).respice quiseso ali quibus ortus sis.
- 1147) quibuscum vivas considera:= δ ,Budé,Fedeli,SB.quibus convivas-V.
- 1148) ut voles:=V²D,Budé,Fedeli,SB.utiles-V¹(V²で修正).uti voles-Halm.litiges-Jeep.後の「redi」がここにもあると見れば、「和解したまえ」を活かすべきか。
- 1149) tu:=V,Budé,Fedeli,SB.tu ipse-D.「君の為したことは自分で知らなければならない」とも。
- 1150) ipse:=V,Budé,Fedeli,SB.ipso-cnsv.ipse ipso-t.
- 1151) コンスルとしてカティリーナの反乱を抑えたこと。113節。
- 1152) deseram senex:contempsit Catilinae gladios, non pertimescam tuos:=Budé,Fedeli,SB.deseram sextimescam tuos-V¹.non pertimescam tuosの嘲りは、Iuv.10,122-6を見よ。
- 1153) obtulerim:=Budé,Fedeli,SB.<eis> obtulerim-Lambinus.これを、si...potest「私の死が...もたらすものならば」の帰結とすれば、可か?
- 1154) iam diu parturit:=V,Budé,Halm,Fedeli,SB.diu parturii-bcnsv.parturii diu-t.
- 1155) Phil.2,1.神殿はコンコルディア神殿(Phil.2,15)。
- 1156) negavi...cosulari:63年12月5日の発言。Cic.Cat.4,3.
- 1157) nunc:=V,Budé,Fedeli,SB.non-bnv.s本は欠。
- 1158) ここは、いささかくどい。「与えられた仕事、また企てられた仕事」「勝ち得た名誉、果たし終えた仕事」。また「すべて」を加えて“perfuncto rebus eis”をなんとか活かそうとする人もいる。
- 1159) adeptus...ut:V¹では欠(V²で補正)。欠けるとすると、「到達し...終わったら、その一つは」までが

消える。「私は、死にながら自由を取り戻すことを果たし終えたら」

1160) *cuique...quisque*: 貴方, アントニウスに, の繰り返し。